

平成 23 年 第 3 回

三重県議会定例会会議録

(12 月 1 日)
(第 11 号)

第 11 号
12 月 1 日

平成23年第3回

三重県議会定例会会議録

第11号

平成23年12月1日(木曜日)

議事日程(第11号)

平成23年12月1日(木)午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第77号から議案第79号まで
〔提案説明〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第77号から議案第79号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄

9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男
12	番	吉 川	新
13	番	長 田	隆 尚
14	番	津 村	衛
15	番	森 野	真 治
16	番	水 谷	正 美
17	番	杉 本	熊 野
18	番	中 村	欣一郎
19	番	小 野	欽 市
20	番	村 林	聰 人
21	番	小 林	正 介
22	番	奥 野	英 洋
23	番	中 川	康 広
24	番	今 井	智 三
25	番	藤 田	宜 一
26	番	後 藤	健 宣
27	番	辻	三千
28	番	笹 井	健 司
29	番	稲 垣	昭 義
30	番	北 川	裕 之
31	番	館	直 人
32	番	服 部	富 男
33	番	津 田	健 児
34	番	中 嶋	年 規
35	番	竹 上	真 人
36	番	青 木	謙 順

37	番	中 森	博 文
38	番	前 野	和 美
39	番	水 谷	隆
40	番	日 沖	正 信
41	番	前 田	剛 志
43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸	保 幸
書 記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本	秀 典
書 記 (議事課主査)	平 井	靖 士
書 記 (議事課主査)	竹之内	伸 幸

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
-----	---------

副 知 事
副 知 事
政 策 部 長
総 務 部 長
防災危機管理部長
生活・文化部長
健康福祉部長
環境森林部長
農水商工部長
県土整備部長
政 策 部 理 事
政策部東紀州対策局長
政 策 部 理 事
健康福祉部理事
健康福祉部こども局長
環境森林部理事
農水商工部理事
農水商工部観光局長
県土整備部理事
企 業 庁 長
病院事業庁長
会計管理者兼出納局長

教育委員会委員長
教 育 長

公安委員会委員長
警 察 本 部 長

安 田 敏 春
江 畑 賢 治
小 林 清 人
植 田 隆
大 林 清
北 岡 寛 之
山 口 和 夫
辰 己 清 和
渡 邊 信一郎
北 川 貴 志
梶 田 郁 郎
小 林 潔
藤 本 和 弘
稲 垣 清 文
太 田 栄 子
岡 本 道 和
山 川 進
長 野 守
廣 田 実
東 地 隆 司
南 清
山 本 浩 和

丹 保 健 一
真 伏 秀 樹

西 本 健 郎
斉 藤 実

代表監査委員 植田 十志夫
監査委員事務局長 長谷川 智雄

人事委員会委員 岡 喜理夫
人事委員会事務局長 堀木 稔生

選挙管理委員会委員長 浅尾 光弘

労働委員会事務局長 小林 正夫

午前10時0分開議

開 議

議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第77号から議案第79号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

追加提出議案件名

議案第77号 平成23年度三重県一般会計補正予算（第10号）

議案第78号 平成23年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第79号 森林づくりに関する税検討委員会条例案

質 問

議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。36番 青木謙順議員。

〔36番 青木謙順議員登壇・拍手〕

36番（青木謙順） おはようございます。知事、おはようございます。

自民みらい、津市選出の青木謙順でございます。

質問の前に、昨日、かつて我が会派所属の伊賀市選出の、今年4月に御勇退されました吉川実前県議の悲報をお聞きいたしました。謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心より御冥福をお祈りいたします。

議場でのお姿をしのびながら、吉川先輩の県政に対する熱い思いをこれからも皆さんとともに引き継いでまいりたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

いよいよ今日から師走ということですが、ちょうど1年前の12月は、鈴木知事とは県連では遊説部長と広報委員長という関係でございましたので、何か不思議な感じがするわけですが、先日22日提案の来年度の新しい組織体制の中には、さすがに遊説部というのはありませんでしたけれども、知事におかれては就任以来、遊説部長ぶりを至るところで発揮していただいております。

また、税の字は異なりますが、森林づくりに関する税についてはいよいよということでございます。

それでは、まくら言葉はこれぐらいにいたしまして、通告に従って、まず、三重の医療問題について何点かお伺いをしたいと思います。

最初に県立病院改革についてお伺いいたしますが、先日の議案質疑において、議長経験者の2人がそろって県立病院改革について質問をされました。お二人ということもありましたけれども、代表質問と勘違いするような光景でございましたが、まるで事前に打ち合わせをされたように、役割分担をさ

れたかのように、非常に厳しい叱咤と温かい激励がございました。言葉の表現はそれぞれの個性が満ちあふれていて、まさに県立病院改革に対する叱咤激励でございましたけれども、残念ながら、私的には、私の生まれた病院であります一志病院については余り触れていただくことがございませんでしたので、私から少々質問をさせていただきます。

鈴木知事就任以降、一志病院に触れる一般質問はたしか初めてだと思えますので、今さらではございますけれども、これまでの取組を少し振り返ってみたいと思います。

一志病院では平成19年度から、三重大学と連携して家庭医療を中心とした医療の提供に取り組み、本県のモデル的な役割を果たしてきました。初期救急の対応や健康教室の開催、訪問看護等にも積極的に取り組まれ、現在では地域の皆さんからの信頼を得るとともに、地元の消防本部や三重大学からも高い評価を受けております。

その中でも特に訪問看護等については、高齢化の著しい地域のニーズに対応するために、三重県訪問看護ステーション連絡協議会、それから、地区医師会をはじめとする関係団体とも調整を図られ、平成22年第1回定例会6月会議、昨年でございますけれども、介護保険法に基づく訪問看護等にも対応できるように条例改正を行うとともに院内体制も整備されまして、精力的に取り組まれているところでございます。

この訪問看護等の取組の成果について少しここで紹介をさせていただこうと思います。映写資料を1枚だけ準備いたしました。ごらんいただきたいと思います。(パネルを示す)これ、左から一つ目は、平成21年、月平均です。それから、二つ目が平成22年の平均。これ、全部してしまいますとだーっと長くなりますので、ちょっと省略して平均にしてありますが、平成23年4月からは月別になっております。

平成21年度は1カ月平均で36件しか対応できなかったものが、この条例改正と院内体制の整備を契機に大幅に増加しておりますし、今年度に入ってから増加の一途をたどっておりまして、9月にはついに200件を超える訪問

看護等に対応していただいています。

さらに、この平成22年度決算は7年ぶりに経常収支が黒字に転換して経営状況もよくなっておるところでございますけれども、これほど地域のニーズに対応して成果を上げているという取組というのは県の取組の中でも珍しいのではないかなと思っております。

知事が就任前にまとめられた政策集の16ページ、今日、私もコピーだけ持っておりますけれども、（現物を示す）「すごいやんか、三重の医者的情熱は」という項目には、「在宅医療の充実と利用者への普及を図る。中山間地域をはじめ、地理的に医療機関に遠い地域における訪問看護充実などの地域でのケア体制の整備と、巡回診療など医療へのアクセスを確保する取組。」と、きちっと記載をされています。

今回紹介した一志病院の取組とその成果はまさに、現在の飛松院長をはじめとする病院スタッフの情熱のたまものでございまして、知事の政策実現に向けて、広い範囲を見て、幾つものヒントになるのではないかなと思っております。

地域の大切な財産である一志病院は、鈴木知事にとってもきっと大きな財産になるのではないかなと期待するところでございます。

さて、その一志病院の改革ですが、一たん民間譲渡の方針が打ち出されたものの、「病院の姿」可能性詳細調査の結果を受けて平成22年2月に当分の間県立県営という方針が出されて以降、そのままになってございます。

そのような中、今年の第1回定例会に私も、2月22日、ぞろ目の日に一般質問をしたんですけれども、私は一志病院の検討状況について質問いたしました。その際、当局からは、今後は一志病院における家庭医療が地域に定着しつつあることを踏まえ、保健、医療、福祉を総合的に確保するための運営方針や施設の有効活用などについて改めて検討を行う中で、その方向性を明らかにし、県議会へも御報告を行いながら可能なものから取組を進めたいと考えておりますという答弁があったはずでございます。

その後の検討状況が、私、気になりまして、いろいろ調べてみました。す

ると、10月6日の常任委員会の資料の中に県立病院改革の推進状況についてという所管事項説明がございまして、説明の前半部分は先ほどの答弁と同じ内容でしたけれども、後半の部分に、白山・美杉地域の医療を確保していくための課題等について、津市と意見交換を行っているところであり、今後、これらを通じて、一志病院のあり方の検討に生かしていきますという記載がございまして、検討を進めていただいているなど少し安心もしたところでございます。

そこでお伺いしたいんですけれども、まず、津市と意見交換とありますが、三重大学や医師会など、津市以外の関係機関との意見交換は行われていないのでしょうか。

そして、また、現在、一志病院の改革議論についてはどのような方向で検討が行われているのでしょうか。

さらに、「当分の間」と何回も出てくるんですけれども、当分の間と言われてから既に2年もたっているわけでありまして、病院長をはじめとする現場の医療スタッフのモチベーションの低下を非常に心配するところでもございまして、元気にやってもらっているんですけれども、そんなことも伺うこともあるので、当分の間というのは何年程度と考えてみえるのか、あわせて、いつごろ方向性を示されるのか、当局の答弁をお願いいたします。

〔稲垣清文健康福祉部理事登壇〕

健康福祉部理事（稲垣清文） 一志病院のあり方の検討につきましては、先ほど議員からもお話がありましたように、平成23年の3月にお示ししました県立病院改革の工程の中で検討方針を示させていただいたところでございます。この方針を受けまして、本年4月以降、病院の診療圏であります津市白山・美杉地域の医療を確保していくための課題等につきまして津市と意見交換を行い、一志病院の位置づけについての基本的な認識の共有でありますとか課題の整理、それから、津市の関連する政策動向について確認を進めているところでございます。

また、一志病院に医師派遣をいただいております三重大学との情報共有と

いうのも非常に大事であるというふうに考えておりました、三重大学とも随時、情報交換、意見交換を行っているところでございます。

今後は、まず、現在、随時行っております津市や三重大学との個別の協議を踏まえまして、津市、三重大学、県の三者で、まずは意見交換、協議を行う場を定例化するなどいたしまして、一志病院のあり方検討について、その議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

なお、病院の方向性につきましては、大きくは家庭医療の実践を前提といたしまして、保健、医療、福祉を総合的に確保するというところで、既にその方向性をお示ししているところでございますけれども、将来的な一志病院の機能及びそれを前提といたしました運営形態について県としての結論を出すにはさらに一定の期間が必要となると考えておりました、これまでの検討経過や現状を踏まえすと「当分の間」につきまして現時点で明示することはできませんけれども、少なくとも短期間で県立県営から運営形態を変更するというふうな状況にはありませんので、御理解を賜りたいと思います。

〔36番 青木謙順議員登壇〕

36番（青木謙順） 今、るる御説明があったんですけども、最後の当分の間の件ですけども、民営化の案が示されてからもう3年近くたつわけです。やっぱり地域の皆さんも、先ほど少し触れました現場のスタッフの皆さんも、不安な思いというのを非常に隠し切れないところがありまして、今、非常に、いつかいつかと待ちながらそれを頑張ってもらっているというのが現状でございます。人間にも限界がございまして、時期をしっかりと考えていただきたいと思っているんですけども、何度聞いても何年という答弁は難しそうですねのでちょっと質問を変えますけれども、いつごろになったらその辺の踏まえた工程を示していただけるんですかね。方針までは示してくださいと言いませんので、年度内とか、そういうレベルで構いませんので、そこまで言えませんか。

以上です。

健康福祉部理事（稲垣清文） 再度のお尋ねで非常に恐縮いたしております

けれども、先ほども申しましたように、現時点では明確な時期というものを
お示しするような状況じゃございません。先ほど申しましたように、今、津
市、三重大学等と協議を行っておりますので、そういった協議を活用する中
で、なるべく早くお示しできるように、引き続き努力をさせていただきたい
と考えております。

〔36番 青木謙順議員登壇〕

36番（青木謙順） 時間もありませんので、しっかり検討をする時間が要る
ということでございますけれども、前向きに御検討賜りたいと思います。

今、一志病院にかかわる県立病院改革の検討状況を確認させていただいた
んですけれども、それを踏まえて、今回示されました地域医療再生計画のい
わゆる拡充分について少し触れたいと思うんですけれども、この地域医療再
生計画については10月14日に国から内示がございまして、11月4日に交付申
請というのが行われたと伺っておるんですけれども、11月2日に開催された
健康福祉病院常任委員会資料にあります計画の概要には、総合医を育成する
ための拠点を県内複数箇所に整備するとともに、研修資金の貸与等により、
総合医、いわゆる家庭医を育成と記載されているんですけれども、どこの病
院にどのような整備を行うという具体的な記載がないんです。

既に交付申請も行われており、事業の候補となる病院はある程度想定され
ると思いますけれども、そこで伺いたいんですが、私としては、この総合医
を育成するための拠点の整備対象となる候補病院に、先ほども述べましたけ
れども、これほど成果を上げている一志病院が入らないということはありません
と確信はしているんですが、一志病院はこの拠点整備の有力な候補の一
つとして、当然、県当局の想定には入っているよねということが確認したい
のが1点と、それから、複数箇所という表現になっていますけれども、何力
所ぐらいを整備することを想定されているのかなということの確認が2点目。

そして、また、この事業ではどのような機能を持たせるためにどのような
整備を行うことを計画しているのかという点と、最後に、あわせて、一志病
院を仮に有力な候補と考えている場合、先ほど、私、質問させてもらいまし

た病院改革の方針にあります、家庭医療が地域に定着しつつあることを踏まえ、施設の有効活用などについて改めて検討を行い、可能なものから取組を進めたいという先ほどの内容を踏まえた上での事業展開であると、私、理解してよいのか、その点。

4点ほどありますけれども、答弁をお願いします。

健康福祉部理事（稲垣清文） 地域医療再生計画（拡充分）でございますけれども、それにつきましては、救急医療やがん対策、それから人材育成などのテーマにつきまして、県内の医療関係者から広く提案、意見をいただきまして、三重県医療審議会の地域医療対策部会におきまして審議の上、県として策定を行ったものでございます。

計画の中の総合医、家庭医を育成するための拠点の整備、正式には三重・地域家庭医育成拠点整備事業と申しますけれども、それにつきましては、高齢化や疾病構造の変化に伴いまして、高血圧、それから糖尿病等内科の疾患のみならず、整形外科や皮膚科の疾患等の重複発症に対応できるよう、複数の診療科を診療できる総合医、家庭医の育成が重要であるということから、人材育成のテーマの中で、三重大学のほうからその拠点整備に関する御提案をいただいたところでございます。

提案内容といたしましては、三重大学が中心となりまして、地域の医療機関等が参画をいたします三重・地域家庭医療ネットワークを構築いたしまして、これらの場所において学生や研修医等に教育研修を行うことによりまして、地域医療を担う総合医、家庭医の育成を図ることを目的といたしております。

このため、三重大学に、カンファレンスルーム、ビデオ会議システム、それから医療情報コンピューター等を整備するとともに、地域の医療機関等に、カンファレンスルームや学生等の宿泊設備、それからビデオ会議システム等を整備することによりまして、地域の医療機関において家庭医療を学びながら、大学の実施する研修や会議等にも参加をしていただいて、専門知識を習得できる環境づくりを行うこととしております。

現在、一志病院においては、先ほど議員からも御指摘のとおり、三重大学家庭医療学教室の教育・研修施設として、三重大学から指導医が配置をされております。卒前・卒後医学教育が実施されているわけございまして、そういったことから、今回の対象施設の一つとして検討をされておるところでございます。

今後は、当該計画を提案いただきました三重大学家庭医療学教室が中心となりまして、事業費及び基金負担額を考慮しながら計画の細部について検討を進めることとなります。

拠点整備につきましては、県内に二、三カ所という形での整備をしていくことが予定をされております。

なお、一志病院につきましては、家庭医療が地域に定着しつつあることを踏まえて、保健、医療、福祉を総合的に確保するといった改革の方針に沿いまして、今後も検討、対応していきたいというふうに考えております。

〔36番 青木謙順議員登壇〕

36番（青木謙順） 今後も、三重大学、それから関係医療機関、そして、地元行政などの関係機関と連携、調整も行うということでございますけれども、これまでの一志病院、先ほども言いましたように、取組が生かされて、より一層の充実が図られるとともに、地域の皆さんの安全・安心というのがつながるように、整備を少しでも早く進めていただくことを強く要望したいと思います。

ここで、せっかくの機会ですので、三重大学の話が出ましたけど、実は三重短期大学の政策研究について少し紹介しておきたいと思うんですけれども、現在、三重短期大学では、美杉・白山地域をモデルとして、過疎地域における健康・安心を基盤とした地域づくりに関する実践的研究という政策研究をしておられます。この政策研究では、現在の過疎、高齢地域等を取り巻く地域医療の現状や課題、近隣の核となる可能性のある病院として、県立一志病院の現状などについてフォーラムを実施して、現状や課題認識などを再確認することとなっております。

また、その中で一志病院に対する認識や病院への希望なども調査して、津市美杉・白山地域における医療・保健・介護・社会福祉と連携した住民の健康・安心を基盤とした地域づくり施策の推進に寄与できるとしておりますので、県当局におかれましても、ぜひこの研究に協力していただくということも大事ですし、一志病院のあり方を検討していく際には参考としていただければ幸いです。重ねて要望したいと思います。

続いて、少し地域を、また、少し視点を広げまして、医師確保対策について伺いたいと思います。

近年の医師不足については全国的な問題であり、各都道府県や市町村が懸命に医師確保に向けた取組を展開していますが、全国各地で結局取り合いをしているために、なかなか成果が上がらないという状況でございます。

本県においても、ドクタープール、また、パディホスピタル、それから、医師確保チームの設置、いろいろこれまでも紹介いただいたり、様々な取組を行っておられるわけでありましてけれども、御多分に漏れずなかなか難しいと、同様の状況にあると思っております。きっと県当局も懸命に努力をしてみえると思っておりますけれども、専門家の方々が言われるように、特効薬がないんだと思います。

また、医療関係の書籍等を拝見すると、この危機的状況を打破するかぎは総合医であるという記述をよく見かけるわけでありましてけれども、先ほどお聞きしましたが、総合医、いわゆる家庭医の育成については、地域医療再生基金を活用して県内で複数箇所の育成拠点が整備され、今後、水平展開していく方向が示されております。

一方、研修医の確保についてはいかがかと思うんですけれども、何人かの病院長からは、研修医をいかに確保するかがかぎであるというようなお話も聞くことができます。

本県では、皆様も御承知のとおり、神島診療所に長年勤務され、全国的に有名な奥野先生をセンター長に招き、紀南病院に地域医療研修センターを設置されました。県外からも研修医が集まられて、地元の皆さんからも高く

評価されていると私も伺っているんですけども、そこでお伺いしますけれども、まず、この地域医療研修センターについては、若い研修医が三重県に興味を持ってもらえるようにするために短期間の研修医を多数受け入れているということですけども、これまでの取組とか成果について、済みません、詳しくわからないところがございまして、この際お聞きしたいと思います。

また、今回の家庭医の育成拠点と同様に、このような取組を県内の他の地域に、いわゆる水平展開、そんなふうにしていくような計画はないのでしょうか。

以上2点について、当局の答弁をお願いします。

健康福祉部理事（稲垣清文） 三重県地域医療研修センターは、僻地等における地域医療の担い手の育成を目的といたしまして、研修医、医学生に対しまして、地域医療に対する実践的な研修の場を提供するという事で、平成21年の4月に紀南病院のほうに設置をしたものでございます。

同センターでは、「ちいきは医者ステキにする」というふうな言葉を合い言葉にいたしまして、地域の特性を生かしまして、無医地区への巡回診療など、一人ひとりのニーズに対応した独自の研修プログラムで、僻地医療、地域医療の魅力を伝えております。

初期臨床研修では1カ月以上の地域医療研修が必須条件となっております。平成21年度に21名、平成22年度には35名の研修医を受け入れております。平成23年度も定員の35名を超える申し込みがありまして、大変人気が高いというふうに考えております。

研修医は、県内の医療機関だけではなくて、都内の有力病院等からも参加がございまして、病院現場によい影響を与えているというふうに聞いております。

研修医の受け入れにつきましては、直ちに県内における医師の定着につながるということではありませんけれども、様々な地域から研修医を受け入れることによりまして、受け入れ側の医療機関や他の研修医への刺激になるとともに、研修医の中からさらに後期研修を当地で行っていただく医師があら

われること、そういった可能性にもつながるわけでございます。

実際、初期臨床研修医として当センターで研修を受けた県外の医師1名が、今年の9月から紀南病院で7カ月の後期研修に入っております。地域医療の担い手として後期研修医が入れかわり入っていただくということは、受け入れる医療機関にとっても大きな戦力となるというふうに考えております。

このため、今後さらに、当センターを中心に、連携協力して研修を提供する離島の診療所など、研修受け入れの医療機関の拡大を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔36番 青木謙順議員登壇〕

36番（青木謙順） 今、人気も高いということでございますけれども、幾つものいろんな事業をこれまでも取り組んでいただいている中で、数少ない成功の事例の一つだと思っております。今、聞かせてもらってよくわかったんですけれども、伊賀、名張地域、また、志摩地域、いろんな議員の方々が御質問されます、他の医師不足に苦しんでいる地域にもその効果を波及させていただけのように、これからもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに要望して終わりたいと思いますが、あと、医療関係で、実は時間があれば災害医療の医療カルテについて質問させていただきたかったのですが、ちょっと時間が厳しいので、時間があれば後でお願いいたします。

それでは、二つ目の三重の教育問題についてお伺いをいたします。

私、教育で何が大切かということについて、私も20年間という非常に限られた期間でございますけれども、教育現場での勤務経験の中で得た結論というのは、保育園、幼稚園、学校、いろんな学校がありますけれども、公立、私立を問わず、やはり子どもと接する仕事に従事される方がいつも明るく元気であることが子どもたちの幸せにつながると、こういうことでございます。

昨年末、ちょうど1年前、12月24日、多少古い発表でございますけれども、うつ病などの精神疾患で休職した公立学校の教員が平成21年度に過去最高の5458人になったことを、文部科学省は明らかにしました。これは、全国の公

立小・中・高校、特別支援学校に勤務する約92万人の教員を対象に行った調査で、病気休職者は8627人、そのうち5458人が精神疾患で、全体の64%ということでございます。

三重県でも病気休職教員の数は一貫して増えておるようでございまして、平成13年の休職者が77人だったのですけれども、平成19年度には、今ここの資料にあります110人に増えているということでございます。このうち精神疾患による休職者は、平成13年度に38人だったのが、平成19年度には76人と倍増しています。

文部科学省ですが、これは、増加の原因の分析ですが、四つほど書いてありまして、1、時間外も含めて長時間労働が多い、2、保護者からの要望が多様化している、3、児童の家庭的な背景などが複雑化している、4、職場の人間関係が希薄化している。私も、かつて勤めたころのことを考えると、そうなのかなということを感じているところもございまして。

平成18年度の調査ですけれども、文部科学省の調査結果では、教員の1日の平均勤務時間は10時間36分、このうち休憩時間はわずか14分という実態だそうです。教職員の勤務時間を縮減していく上では事務負担を軽くしていくことが大切だと思いますし、国をはじめ、県教委、市町教委の努力も必要でございます。

平成22年3月31日付で文部科学省からも各県教委に向けてこうした趣旨の通知が来ているようですけれども、教職員における事務負担の軽減のために、これ、やっぱり子どもたちとのふれあいは大事にして、時間を十分とらないけませんけれども、事務負担の軽減のために県はこれまでどんな取組を行い、どのような効果を上げてきたのか、一方で、どのような課題が残っているのか、さらには、その課題に向かって今後どう対処していこうと考えているのか、まずは一つお聞きしたいと思いますのと、次に、先日の全員協議会でみえ県民力ビジョン（仮称）の最終案の説明をしていただきました。そのうち教育関係では、選択・集中プログラムで、未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクトが掲げられております。内容を見ると、県民総参加の学力の向

上、地域に開かれた学校づくり、教職員の授業力向上、それと、安心して学べる環境づくりに取り組むとさせていただきます。

その中に、教職員の授業力向上では、経験年数や校種の異なる教職員の相互研さんによる、授業研究を中心とした研修を実施するとともに、各学校が自らの力で校内研修を活性化できるよう、校内研修を企画・運営する人材を育成し、学校総がかりでの取組を進めますとさせていただきます。

昨今、教職員は、教科の担任業務だけでなく、問題を抱える生徒への対応とか、部活への対応とか、様々な役割を求められて多忙を極めておるんですけども、こうした中、比較的教職員の負担の少ない校内での研修の充実が図られることは大変意義があることで、ぜひともそうした風土の構築に取り組んでいただきたいと思います。

私は、こうした取組とあわせて、校外での研修のあり方を見直して、実効性のある研修に向けて改革を進めていただきたいと思いますと考えています。鉄は熱いうちに打てと言われますけれども、教職員になって1年目というのは、その方の教職員の資質を形づくる非常に大切な時期であると思っています。これは子どもも同じやと思うんですけども。そのため、教職員の初任者研修、大変重要な意義、役割がございます。初任者研修には、校内での研修、それと、集合研修を含む校外研修に大別されますけれども、限られた時間の中で教職員としての必要な知識や専門性を一通り身につけることが大切なことでありますけれども、1人の社会人として社会や地域の中で様々な人とふれあうことで、その人の人間力を磨くことも重要であると考えます。

校外研修の中では福祉施設等での体験研修があるとも伺っているんですけども、私は、職場での研修を充実させるとともに、もっと、例えば、自治会とか地元の事業者など、地域に根差した活動をされている方々と話し合いを持ったりとか、その活動に参加するということで、教職員の人間力のさらに向上につながると考えています。

それによって教職員が学校と地域のきずなづくりの橋渡しにもつながっていくのではないかと思いますし、教育委員会でよく、学校、家庭、地域が一

体となつて、本当にいつもいつも言われますけれども、県民総参加で子どもたちの教育に取り組むとされていますけれども、教職員一人ひとりがそうした社会や地域の方々とのつながりを持っていることがまずは必要です。そして、研修のあり方もそういう機軸で見直すべきではないかと思ひます。

これらについて、教育長の所見を伺いたひと思ひます。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） 教育問題で2点お尋ねでございます。

まず、1点目の教職員の事務負担の軽減でございますけれども、教職員の事務負担を軽減することにつきましては、教職員の心身にわたる健康の保持でございますとかワーク・ライフ・バランスの観点からも重要な課題の一つだというふうに認識をいたしてあります。

教育委員会では、総勤務時間の縮減を図るため、週休日に勤務した場合の振替期間を拡大したり、修学旅行など、一定の要件に該当する場合には1日の勤務時間を4週間の範囲で調整できる変形労働時間制を導入してきたところでございます。

また、学校の事務負担を軽減するため、事務局から学校への通知、調査、照会等の見直しを行うとともに、学校に係る会議の日程等をデータベース化したしまして、複数の会議等を同じ日に設定する等の効率化なども図ってきたところでございます。

さらに、学校において校長と教職員が一体となった取組を進められるように、総勤務時間の縮減に係る指針を策定いたしまして、会議の簡素化や学校行事の見直しなどをはじめ、より適切な学校経営に向けての取組を示してきたところでございます。

こうした取組によりまして、学校における事務の軽減、簡素化が図れた部分はあるというふうに考えておりますけれども、学校の抱える課題が多様化、複雑化し、学校の管理運営や外部対応にかかわる事務が増えているという状況にあるのは事実でございます。

こうしたことから、昨年度策定をいたしました三重県教育ビジョンでは、

教員が働きやすい環境づくりを施策の一つとして取り上げ、教員が子どもたちと向き合える時間を確保できるよう、業務の効率化にも取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては今後とも、学校の負担軽減を図るため、事務局全般について各種調査等のさらに見直しを進めますとともに、学校の抱える課題を把握いたしまして、幅広い視点での学校の業務改善などに取り組んでいきたいというふうに考えております。

2点目は、教員の初任者研修についてでございます。

初任者研修につきましては、教育公務員特例法第23条の規定に基づきまして、新任教諭に対して1年間の研修を実施いたします。初任者の教育力を高めることを目的として実施をしておりますところでございます。

この研修につきましては、校内研修300時間以上、校外研修25日以上という、文部科学省の示しておりますガイドラインのもとで、各都道府県の教育委員会が実施をすることになっております。

県の教育委員会では、実践的な授業力の向上を目的といたしまして、学校で行う授業実践研修というのを特に重視し、実施をいたしてきております。これは、教職経験の異なります、例えば5年とか10年の教員とともに、8名程度のグループをつくりまして、そこで切磋琢磨するような形の実践的な研修でございます。その際、可能な限り近隣の学校の教員同士でグループの編成を行ったり、各学校で授業研究を行うなど、教員の移動時間の短縮とともに、職場での取組の充実を図っているところでございます。

また、教員の社会的視野を広げる目的といたしまして、1日から3日間の事業所等での体験研修を義務づけております。研修先につきましては、受講者の希望に基づき、所属校の校長が決定をすることになっておりますけれども、可能な限り、勤務校の学校区、あるいは受講者の居住区で設定するように指導しております。

具体的な体験研修の例といたしましては、地域行事の運営参加、それから、農業体験、老人介護施設等でのボランティアというようなことを挙げており

ます。

今後とも、初任者が可能な限り職場で実践的な研修を受けることができますように、十分な配慮をしていきたいと思っております。

また、初任者にとって地域から学ぶ研修というのは、視野の拡大でございますとか発想の転換を促進する、また、人間力を磨く上で大変重要なものであるという認識に立っておりますので、事業所等での体験日数の増加等、研修内容の一層の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔36番 青木謙順議員登壇〕

36番（青木謙順） 事務負担軽減につきましては県教委なりの努力はしてみえるということは、今、説明があったんですけども、初任者研修におけるいろんなことも取り組んでいるということも感じるんですが、地域の方々のふれあいとか、それから、校内でも地域でも人権学習とか、いろんな充実した校内及び地区学習などについてもいろいろ熱心に見えるところもありますし、規定の日数にダブルでどんどんどんどん雪だるまのように研修が増えていくと、かえって、これも先ほどの話ではないですけども、研修の積み重ねになってしまって、かえって負担増になるということで、何をしておるかかわからへんようになりますので、その辺を規定の日数にカウントできるというか、そういう工夫をさらに進めていただきたい。それは、現場からのニーズを、しっかり校内研修がやれるところもあると思いますし、特色もいろいろあるので、吸い取っていただいて、それを生かしていくということで初任者の方々にも大きくプラスになると思います。

特に赴任1年目というのは、知事も1年目ですけども、長期休業中は別としましても、どんな立派な講師による研修のシャワーを浴びても、そんなことよりも、子どもが学校に来ているときは、実習にしなくてもいいときもあるかもわからんけれども、少しでも子どもと接する時間を大切にすることが、子どもとか保護者からの信頼につながっていく、1年目は特にそうですね。また、校区や地域にじっくり腰を据えて、教育内容や指導方法を創造す

る、クリエートするということが、これも協創かもわかりませんが、これから何年かその人はそこで勤務するわけですから、その糧とか、勤務上の肥やしとか、そういうふうになるのではないかと思いますので、この際、初任者研修のあり方、いろいろ文部科学省からの指導もあろうと思いますけれども、三重県なりの、やっぱり現場から見ていくような形の研修のあり方を、総合的に大転換を図られるべき時期に来ているのではないかなと、このように感じるところでございます。

ちょっと急なことで申しわけないですけども、知事も就任1年目で、このたび三重県という職場に勤務されたんですけども、御所見があったら、さっきから首を何回も振ってもらっていますので、よろしくお願いします。知事（鈴木英敬） 今、青木議員から御質問がありましたとおり、幾ら研修のシャワーを受けても、その中身が本当に子どもたちに向き合う中での能力、あるいは資質、あるいは意欲、情熱、そういうものへのアップにつながらないということでは意味がありませんので、議員からの御指摘も踏まえて、今後どういうふうな研修をしていけばいいのか、よく議論をしていきたいというふうに思います。

〔36番 青木謙順議員登壇〕

36番（青木謙順） 急で申しわけございませんでした。

それでは、時間も20分になってきましたので、三つ目、最後の質問に入りたいと思います。

次に、三重の中山間地域の抱える課題について、県としてどのように取り組まれるのか、これもまた知事に質問させていただきたい。さっきからずっと長時間座っていただいていたので、そろそろ出番ということで、これからちょっとお願いしたいと思います。先日の一般質問でも取り上げられましたけれども、知事はみえ県民力ビジョンの行動計画の中で、過疎化、高齢化が進む県南部地域の活性化を新たに施策として位置づけるとともに、南部地域活性化プログラムに取り組むとしています。

南北格差の是正が県政の重要課題と言われて久しいんですけども、解決

するのは容易ではないと思われるその課題に正面から向き合って意欲的に取り組まれようとする知事の姿勢は、積極的に評価したいと思っています。

しかしながら懸念もございまして、県内には、南部地域には含まれませんけれども、過疎化、高齢化が進むなど、同じような状況に置かれている地域例えば松阪市の飯南、飯高地域とか、津市においては美杉地域などがございます。こうした中山間地域の抱える課題についてはどのように取り組まれるのでしょうか。

例えば、南部地域に含まれる東紀州については、おとといも話題になっておりましたけれども、東紀州対策局を設置して、地域の活性化に県としてかなり力を入れてきており、熊野尾鷲道路や高速交通網の整備も進んでおりますけれども、一方で、過疎化、高齢化は今後も進み、引き続き県の支援は必要と考えています。

同様に、松阪市の飯南、飯高、津市にもいろいろ、美杉も榊原も美里もあるんですけども、雇用の創出や生活のための交通手段の確保、地域の担い手の育成など、様々な課題を抱えております。

以前にも質問に取り上げたこともございます、県が実施した超高齢化地域の調査によると、北勢や中南勢、伊賀などの中山間地域にも多くの限界集落が存在し、こうした地域は今後一層深刻な状況が見込まれています。ふるさとに自分は住みたいと、ずっと一生住みたいと、だれもが住み続けることができるように、県として南部地域と同様に対策を進めていく必要があります。

しかし、県の財政は厳しい状況が続いておりまして、南部地域の活性化を重点的に進めるということ、こうした、ほかの地域が、そんなことはないと思いますけれども、知事におかれては、切り捨てる、あるいは県の取組を縮小するということにつながってはいけませんので、少し心配もしているんですけども、知事からは先日の全員協議会で、南部地域の範囲を決める際に市町単位で線引きしたとの説明がございましたけれども、南部地域の活性化で知事が目指すのは市町に対する支援ではなくて、過疎化、高齢化が進む地域の再生でございまして、そこに住む人々の幸福実感を高めることだ

と私は理解して話を聞いておりました。

そこで、知事にお伺いいたしますけれども、南部地域の活性化は非常に重要であって、それはそれとして進めていただきたいと思います。そして、南部地域以外の過疎化、高齢化が進む県内の中山間地域についても、南部地域と同様に、県として地域の活性化などの課題にしっかりと取り組む必要があると考えます。そうした地域、とりわけ過疎地域の課題にどのように取り組むのか、方向性なりお考えをお聞かせください。

また、みえ県民力ビジョン最終案のどこにそのことが反映されているのか、お答えください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 南部地域以外の、南部地域に入っていない過疎地域について、どういうふうに対策に取り組んでいくんだということにつきましては、過疎地域については依然として、人口の流出や高齢化の進展、地域経済の停滞が深刻な状況にあり、住民が住みなれた地域で安心して暮らしていける地域にしていくことが重要であると考えております。

こうした考えのもとに県としては、過疎対策として平成22年度に、三重県過疎地域自立促進方針と三重県過疎地域自立促進計画を策定いたしました。地域産業の振興と雇用の場の確保、医療、教育、子育て環境の充実などの諸課題を解決するために、平成27年度までの6年間を計画期間として事業に取り組んでおります。

また、その計画の中では3年後をめどとした事業成果の検証を行うということにしておりますので、その検証を踏まえて、より地域の実情に即した形でブラッシュアップをしていけるようにしていきたいと考えております。

今後、取組の具体例としては、過疎地域では集落の維持存続が困難になることなど、地域活力のさらなる低下が懸念されております。このため、地域社会の再生、活性化を図るため、空き家の活用、あるいは買い物弱者対策、こういう身近な生活課題解決や、地域資源を生かした特産品の開発など、地域の活性化に向けて取組を行う市町に対する支援を充実し、県としての役割

を果たしていきます。今後とも市町との連携を深めて、過疎地域の実情に応じた対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、行動計画のどこにあるのかということではありますが、施策255の市町との連携による地域活性化という中に、基本事業25502というので、過疎・離島・半島地域の振興というのがあります。その中でしっかりと取り組んでいきますが、全体としては、先ほど申し上げました自立促進方針、自立促進計画、この6年間の計画の中でしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

〔36番 青木謙順議員登壇〕

36番（青木謙順） 少し安心したところでもあるんですけども、過疎債の受けられない地域もありますし、やはりその辺を、全体をしっかりと取り組んでいただきたい。三重県全体を見て、北部であろうがいろんな地方であろうが、その辺をしっかりと、その都度その都度に御報告もいただきたいなど、このように思うところでございます。

ちょっと時間も来ておりますが、次に、具体的な課題として公共交通の確保と名松線の活用についてお伺いしたいと思うんですけども、鈴木知事の就任後には、本会議の質問で名松線を取り上げるのは、これも初めてかなと思うんですが、言うまでもなく、名松線は沿線住民の方々の移動手段であり、特に、子どもや学生、高齢者、体の不自由な方など、車の運転ができない人たちにとって、なくてはならない社会基盤です。

私は、過疎化、高齢化の問題については、ある面では公共交通の視点というのが非常に大事であるし、対策は絶対に必要だと考えています。過疎化が進む原因は地域に働く場がないというのが第一にあると思われませんが、交通が不便ということも相当大きなウエートを占めているんです。

やはり、当然高齢化というものも言うまでもないわけでありましてけれども、以前、本会議の質問の中で、中山間地域だけでなく市街地も含めた課題として、高齢者の方々をはじめとする、いわゆる、先ほども少し触れてもらいましたけど、買い物弱者対策の必要性、かつて私も訴えさせていただいたんで

すけれども、公共交通の確保は最も有効な解決策なんです。公共交通の確保は中山間地域において依然として深刻な問題であり、買い物だけでなく、通勤、通学、通院と、中山間地域に暮らす人々の生活全般にかかわる問題でございまして、県政においてもしっかりと重視すべきことやないかと思えます。

知事が提唱されている、県民との協創の三重づくりというのがございますけれども、その県民との協創の三重づくりを進めるということは、私が理解するのは、子ども、それから、よくキャンパスで討議してもらっていますけれども、学生、それから高齢者、体の不自由な方々などにも、やっぱり知事の言われるアクティブ・シチズンとして、地域のために活動していただくということだと理解しているんですけれども、こうした人たちにとって、公共交通は大きな、本当に大変大きな意味を持っていると思います。

私はこうした人たちに、自分たちの住む地域のために、あるいは、自分たちの地域を超えて、三重県民としてもっともっと活動していただきたいし、活躍もしていただきたいと思っています。そのためには、人口が集中する市街地だけでなく、中山間地域において、あるいはこれは全県的な課題かもしれないけれども、今以上に公共交通を充実確保することが不可欠であると思っているわけです。

そこでお伺いしますが、知事は中山間地域における公共交通の確保という課題について、具体的な対策も含め、どのように考えているのかお聞かせください。

また、私はこれからの三重づくりを考える上で、車に優しい社会、よく車を利用したというようなことを前提とした生活があったと思うんですけれども、その部分から、人に優しい社会、車がなくてもよい生活へと、こういう転換を図る、こういった発想は重要だと思うんです。どこに住んでいても、車が仮に運転できなくても、子どもからお年寄りまで、人々は公共交通機関を利用しながら安心して不便のない生活を送ることができる、また、様々な活動に参加することができる、そんな三重を目指して取り組んでいくことは

どうでしょうか。

続いて、もう一つ続けて名松線の活用なんですけれども、名松線は御承知のとおり、平成21年の台風18号の集中豪雨により被災し、現在、県や津市により復旧のための取組が進められておりますけれども、これも一日も早い運行再開が期待されるところでございますけれども、着実に取組を進めていただきたい、このように思うところでございます。

一方で、名松線の復旧のために、県は多額の費用を負担すると英断されて、そういうことになるわけでございますので、結果的に、沿線の利用者だけでなく、広く県民に対して成果を還元していくということが求められます。単なる公共交通機関の復旧事業として協定を結ばれまして、その協定に基づいて粛々と進めるという考えでは、県民に成果を届けるのは難しいと思いますので、これまでも私、何度も、前知事のときにも提案してきたんですけれども、名松線を単なる公共交通機関と考えるのだけではなくて、貴重な地域の資源として地域の振興に活用する方向で取り組む必要がございます。

例えば、森林セラピー基地などの地域の観光資源を生かそうとする取組と連携させることで、観光需要を掘り起こすことができるのではないかと思います。

また、沿線地域では、最近の話ですけれども、乗降客を何とか増やしていくための活動を進めようというような動きもありまして、こうした地域の活動とも連携させることで、相乗効果の発揮が期待されます。こうした取組は、地域での働く場の確保にも、いずれつながると思います。

そこで、お伺いします。

名松線の運行再開に向けた取組を県政の中でどのように位置づけ、どう今後進めていくのか、県として名松線を地域の振興に生かしていくための具体的な方策が求められると思いますけれども、どのように取り組もうとされているのか、お聞かせください。

また、名松線の復旧を着実に進めるとともに、名松線を活用した地域振興策を推進していくために、三重県、そして市町、事業者、地域の団体等が参

画する、いわゆる協議会組織を立ち上げ、取り組んでいくべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 中山間地域における公共交通の確保についてであります。自ら移動手段を持たない高齢者、学生、障がいのある人にとって、公共交通は必要不可欠なものであり、それを維持確保していくことが喫緊の課題であります。議員も御指摘のように、私がボランティア活動をしている学生なんかに聞いても、ボランティアの場所に行くまでの公共交通のアクセスが非常に大変なので何とかしてほしいという声などもよく聞いたりもしています。そのためには、行政や交通事業者だけではなく、利用者である地域の住民の方々も自らの問題として参画していただくことが必要です。それらが連携して取組を進めていくことが必要であると考えております。

県においては今年度、国や市町、交通事業者や住民から成る新たな協議会を立ち上げ、バス交通のネットワーク化を進めるための取組等を進めております。そうした取組を進めるため、市町とも連携し、公共交通を維持確保していくため、県と市町の役割分担のあり方、国の新たな制度の積極的な活用等について協議しているところであります。

また、県は、デマンドバスを含む市町の自主運行バスや地域のNPOが運営するバス、あるいは、平均乗車密度5人未満のバス路線を運行するバス事業者に対して補助金を交付する市町への補助など、このような支援もしてきているところであります。

こうした取組を通じて、公共交通の維持確保に努めていきたいと考えております。先般もみえの現場・すごいやんかトークで、伊賀の福祉有償輸送をやっている方々にお話を聞きました。大変御苦労をいただいている中での公共交通のお話、重要性も聞いたところでありますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

〔小林清人政策部長登壇〕

政策部長（小林清人） 私のほうからは、名松線を地域の振興に生かしてい

くためにどうするのかという形の部分について答えさせていただきます。

JR名松線につきましては、この復旧については、まず、津市のほうから、鉄道復旧に取り組みまして、そして地域振興も行ってお客様を増やしていくというような、そういう意向を受けました。それに基づきまして、県のほうも治山事業を行っていくという形で、今年5月から工事のほうを一生懸命やっているところでございまして、5年後を目指しておりますが、一刻も早く復旧をしたいと思っております。

公共交通機関を活用しました地域振興というのは、その公共交通機関そのものを維持していくためにもとても大事なことだと思っております。現在、津市のほうにおきましても、森林セラピー基地や北畠神社などの美杉地域の自然や歴史遺産を生かした観光振興、それから、地域の活性化を図っているところです。また、名松線の利用促進も、今、御指摘のありましたように進めているところでございます。さらに、その名松線の利用促進、地域外からの乗車促進にも取り組んでいただいているところでございます。

県のほうでは、こうした津市の考え方、そして取組を後押しするために、まず一つは「美し国おこし・三重」の美杉地域のパートナーグループへの支援であるとか、それから、美杉地域の地域づくり協議会でございます、これや津市と連携しました、伊勢本街道周辺の自然や歴史ある町並みなどを生かした景観まちづくりへの支援、これは、平成23年度には都市景観大賞の優秀賞に選出されております。

また、美杉地域の体験型農家民宿でのグリーンツーリズムなどの支援、また、美杉地域の交流人口の拡大や、空き家を活用した移住、交流の支援、こういうものをいろいろやっております。協議会組織、そういうものができましたら県のほうも入っていきまして、一生懸命やっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔36番 青木謙順議員登壇〕

36番（青木謙順） 公共交通の確保については、私も先ほど申し上げました三重の姿、知事の目指す新しい豊かさのモデルの一つになり得ると考えてお

ります。10年先を見据えた取組の一つとしてぜひ検討していただくよう、強く要望いたします。

また、知事は現在、三重県営業本部の本部長として精力的に活動されているわけですが、私はこの名松線の活用こそが、営業本部長の、いわゆる、これから活躍していただけるすごい場所じゃないかなと、こんなふうに、意義、実力が問われるテーマだと思っておりますので、営業本部の役割として、首都圏や海外で三重をPRすることも確かに重要でございますし、やはり、限られた地域での観光資源や食材が中心になってしまいますので、そういったこともひとつ大事ではないかなと思います。

地味ではありますが、三重県の魅力という点では、松阪、津、伊賀などの農山村に住む人々の素朴で温かいもてなし、豊かな自然とその恵みというものも、もっと生かす必要があるとも考えております。非常に難しい課題、難題、多いわけではありますが、いよいよ営業本部の出番でございます。

なお、先ほど政策部長のほうからは協議会についても少し前向きな発言があったんですけども、地元の津市長もそういった話題に非常に関心を持ってみえまして、当然沿線地域も、みんなが見合わせてなかなかできやんのは、どこがスタートするんやというような状況になっておるようでございますので、ぜひとも県のほうからでも、どうやと、あんたもやる気があるらしいやないかというようなところまで詰めていただいて、そして、一緒にやっぴこうよと積極的に取り組んでいただきたい、このように強く要望しまして、いつの間にかゼロ口になっていますので、つれづれなるままの質問でございましたけれども、今後とも元気を忘れず頑張りますので、よろしく願います。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 4番 小島智子議員。

〔4番 小島智子議員登壇・拍手〕

4番（小島智子） 皆さん、おはようございます。

桑名市・桑名郡選出、新政みえの小島智子でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、初めての一般質問、すごい緊張感の中ですけれども、始めさせていただきますと思います。

先般、ブータンのワンチュク国王夫妻、来日されておりました。御存じの方、多いと思います。このブータンという国は、GDPでいいますと世界第168位、国民の平均月収約2万円という、経済的にはそんなに上位に属する国ではございません。でも、この国は、幸福こそ人の、そして国家の究極の目標であるということで、指標をそこに据えて国政をしてみえます。幸福実感日本一を目指す三重県としては重なるところが多いのではないかと、そんなふうに思わせていただきました。

幸せの根本にあるものは、命が守られるということ、そして、その上で、知事がいつもおっしゃってみえますけれども、自己実現を図っていくということだと思います。

今日は、命を守るということと自己実現を図るということについて、少し欲張ってしまいました、4点について質問させていただきます。御答弁、御協力をよろしくお願いいたします。

まず、一つ目は、密集市街地整備基本方針についてでございます。

三重県は平成15年度当時、東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域に指定され、新潟県中越地震、インドスマトラ島沖地震により、大地震に対する県民の不安が増大していました。そんな中、平成15年ですが、国土交通省によって、地震等において大規模な火災の可能性があり、重点的に改善すべき密集市街地が公表され、三重県でも5市町6地区が該当するということが公表されております。

これら以外にも改善が必要という考えから県は、地震時等に火災の延焼、建築物の倒壊、避難路の閉塞等の危険性の高い密集市街地における整備基本方針を策定することになり、それが三重県密集市街地整備基本方針ということです。

この方針の中で、密集地域は八つの型に分類されておまして、それぞれ

にどんな整備が必要とされるか、具体的に示されております。この三重県の地図をごらんください。（パネルを示す）八つの型に分類された地域がどこにあるのかということを示したものです。内陸部にもありますが、ほとんどが沿岸部に存在することが、ごらんになっておわかりだと思います。この整備方針に沿って各市町の整備が進められていけば、現在、三連動地震への防災対策は進んでおりますけれども、もう既にある程度進められているということになるかと思います。

ここで、一つ例を申し上げたいと思います。桑名市にあります赤須賀というまちについてですが、ここは、国土交通省の重点密集市街地に指定された、三重県内では最大の、約8ヘクタールの地域でございます。

三重県の方針によると、漁村集落型という形に分類されます。漁村集落特有の集落形態と、地域の歴史的資産や観光資源を生かしつつ、地震、火災、津波に対して防災力のある集落形成を目指すという方向性が出されています。ここはモデル地区にも指定され、地域住民と行政関係者で話し合いが何回も持たれ、結果、ここにつくられていった住民組織は、平成21年にはNPO法人赤須賀まちづくり推進協会へと発展していきました。

平成22年5月には、東京大学の副学長で退官されました内藤廣さんという有名な建築家がおみえですが、この方が設計をしてくださったはまぐりプラザという、公民館とか漁業交流センターとかが入っている複合施設として、海に面して鉄筋4階建てのものが建っております。ここは現在避難所に指定され、住民が集う場として、あるいは子どもたちの放課後の居場所などとして親しまれておりますが、この運営を担うのは先ほど申し上げたNPOでございます。

住民の命は住民で守る、命を守るための先行投資であるというふうに、その方たちはおっしゃってみえました。都市型の密集市街地にしか、当時、補助事業が適用にならなかったために、大変な思いをしながらまちづくりを進めていただいております、その機運は途切れることなく、現在も若い世代へとつながっています。

現在、空家老朽住宅等除却補助事業というものによって老朽住居撤去を進めておりまして、5年間の空き地確保、それから、災害発生時の空き地の使用等、地域の防災力の向上につながっております。

一例を申し上げましたけれども、この整備方針に沿って、まちづくり、防災対策が進められた地域は、どれほど実際にあるのでしょうか。県として把握してみえるところを、まずお教えいただきたいと思います。お願いいたします。

〔廣田 実県土整備部理事登壇〕

県土整備部理事（廣田 実） 三重県が平成18年3月に策定をいたしました三重県密集市街地整備基本方針に基づきまして、現在までの取組状況でございますが、先ほど議員から御紹介のございました桑名市赤須賀地区が最も先導的な取組を行っていただいております地域でございます、県としましても引き続き御支援をしたいというふうに考えております。

その他の地域状況でございますが、南伊勢町の阿曾浦地区におきまして、平成19年度から漁村再生計画を策定いたしまして、これまでに船だまりを避難用の防災空地を兼ねた公園として整備を完了しております、現在、防火水槽の設置に取り組んでおる状況でございます。

また、尾鷲市の須賀利地区をはじめいたします5地区におきまして、国、また、県の支援制度を活用いたしまして地震危険度マップを作成をいたしまして、地域におけます課題の把握を行うとともに、具体的な整備計画を策定しておるといふ状況でございます。

その他の地域の状況でございますけれども、地域住民の合意形成が非常に難しい、また、当該市町の財政状況の悪化によります支援制度の見直し等の状況がございまして、具体的な取組までは至っていないという状況でございます。

〔4番 小島智子議員登壇〕

4番（小島智子） 御答弁いただきました。非常に立派な整備基本方針が出されているんですね。本当によく今後のものが書き込まれていると思うんで

すが、今、お答えいただいたところによりますと、余り具体的に整備は進んでいないというのが実態のようです。

では、そこでもう1点お伺いしたいと思うんですが、その整備基本方針の中には、県の今後の検討事項として4点掲げられています。

一つ目は密集市街地に関する情報公開の推進、二つ目は密集市街地の改善取組を支援する専門部署の設置検討、三つ目は密集市街地の建てかえ促進に関する規制緩和措置等の整備充実、そして、四つ目が財政面を中心とした助成メニューの創設検討です。

大変難しい四つの項目かなというふうに思うんですが、東海・東南海・南海地震への防災対策の推進と今後重なるところが大きいというふうに思いますので、この4点について、もう整備されてからかなり時間がたっておりますので、どのように検討が進み、現在どのような状況にあるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

県土整備部理事（廣田 実） 県が取り組むべき項目として、今も出ました四つの支援をするという項目を掲げております。

まず、その状況ですけれども、密集市街地に関します情報公開の推進につきましては、平成18年度以降に基本方針の概要版を作成いたしまして、県のホームページに掲載をする一方、市町、また、該当をいたしております地区の皆様への周知を行っておるところでございます。

また、規制緩和措置及び都市計画区域の見直しにつきましては、事業熟度が低いという状況でございまして、具体的な取組には至っていないということでございます。

財政面を中心といたします県の助成でございますけれども、耐震改修の促進が当面最重要課題であるということから、国の社会資本整備総合交付金に県独自の上乗せをするなど、この項目について集中的に取り組んでおる状況でございます。

今後、厳しい財政状況の中で、明記をしております基本方針のすべての項目を達成するということは非常に困難な状況であるというふうに考えており

まして、明記をしております取り組むべきこの四つの検討項目につきましては、集中と選択の視点から検討が必要ではないかというふうに考えておりません。

以上でございます。

〔4番 小島智子議員登壇〕

4番（小島智子） 御答弁いただきました。なかなか四つとも厳しいのかなというのが正直な感想でございます。いろんな状況がありながら、つくったけれどもそれをどうしていくのかということが本来行政としては一番大事なところだろうというふうに思うんですが、いろいろ状況が変わりますから仕方がない部分はあるのかなとは思いますが。けれども、この方針に沿って、本当に努力をして、きっかけとしてやっているところもありますので、変わるということであれば、そのことについては県民の皆さんにできるだけ早くお知らせをしなければいけないのではないかとこのことを思います。

思い切って縮小あるいは廃止をしていくということも県にとっては必要かと思いますが、その辺の周知徹底についてはよろしくお願ひしたいということをお願いしておきます。

では、2点目に入らせていただきます。2点目は、災害と人権ということについてです。

東日本大震災から8カ月が過ぎました。今日現在で、1万5840の方がお亡くなりになり、今なお3607の方が行方不明ということです。また、避難生活を余儀なくされている方も、原発事故により故郷を離れている方々を含め、多数いらっしゃいます。

県内においても、紀伊半島大水害で亡くなられたり、避難生活をしてみえる方もみえると。御冥福をお祈りするとともに、心からお見舞いを申し上げます。

この8カ月間、多くの報道に接し、また、実際に被災地に赴き、被災された方々の経験をたくさん知ってきました。その中で明らかになってきた、人権と大きくかかわる実情を幾つか挙げてみたいと思います。

まず、多くの方が思い浮かべるのが、福島第一原発の事故による放射能がうつるといった根拠のないうわさや偏見ではないでしょうか。その偏見によって、学校でのいじめや福島ナンバーの車の駐車拒否、あるいはホテルへの宿泊拒否といったことも起こっています。

阪神・淡路大震災のときも明らかになったことですが、女性に対するDVも多く発生するようになってまいるようです。職や自宅を失った男性のストレスや不安が妻らへの暴力になってあらわれる傾向が見られるということです。

宮城県警によりますと、今年1月から9月までのDV被害件数は1048件、昨年同時期より50件増えています。少しじゃないかと思われるかもしれませんが、震災直後の混乱状態から考えますと、増加幅は小さくないと分析しているということです。

避難所から仮設住宅に移るとほかの人の目が届きませんので、被害が重大になる可能性があることも指摘されているところです。

また、外国人の就労を応援し、多文化共生の実現を目指しているNPOの方、三重県の方ですが、こんなお話を伺いました。災害のときに様々な言語でテロップを流してほしいと東京のNHKにお願いに行ったときに、ある自治体で外国語でテロップを流したとき、日本人から苦情がたくさん寄せられたと。せっぱ詰まった状況下では簡単に起こり得ることかもしれません。

ほかにも多くの人権侵害の実態があります。非常事態には人権の侵害が起こりやすいということは、過去の歴史から見ても明らかです。ここで、知事にぜひ、理念といいますか、御認識をお伺いしたいんですが、災害と人権とのかかわりについてどのようにお考えでしょうか。お願いをいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 災害と人権とのかかわりでありますけれども、東日本大震災においては、先ほど議員の御質問の中にもありましたが、避難所生活等において、子ども、障がい者、高齢者、外国人などの弱い立場にある人々に対する周りの人たちの言動が人権侵害につながった事例が数多く取り上げら

れています。

さらに、原発事故で避難生活を余儀なくされた人々に対して、根拠のない偏見による差別的な発言等が行われるなどの案件も発生しています。避難所の関係などでいきますと、例えば、知的障がいの方、どこかに連れていってくれと、その避難された方々が言って、被災した自宅に余儀なく戻らざるを得なかったとか、あるいは、弱い立場の人への配慮が欠けた事例としては、聴覚障がいの方に、救援物資が来たときの告知が放送だけだったので、それが聞こえなくて救援物資をもらえなかったとか、そういう配慮に欠けた運営、あるいはそういう事例も発生しているところであります。

災害時には、だれもが自分のことで精いっぱい、他人の人権を思いやる余裕がなくなり、援護を必要とする方々にとっては、支援が届かない、大変厳しい状況が発生します。

また、避難生活でのストレスや疲労に加え将来への不安等が重なり、心ない言動が弱い立場にある人々に向けられることがあります。ましてや、放射線被曝に関する根拠のない偏見による風評被害や差別的な発言等は、決して許されるものではありません。

このように、災害時には弱い立場にある人々に対する人権侵害が起こりやすいという事実を県としてしっかりと認識し、啓発を行っていく必要があると考えます。

また、県民の皆さんには日ごろから、様々な人権課題に関する知識と理解を深めていただくとともに、どのような状況においても互いの人権を尊重する意識を高めていただくことが必要です。

こうしたことから、県としましては、災害と人権という視点も踏まえ、様々な研修や講習などもっておりますけれども、そういう人権課題に係る啓発を推進していくことで、差別のない、人権が尊重される社会づくりにつなげていきたいと考えております。

〔 4 番 小島智子議員登壇 〕

4 番（小島智子） 御答弁いただきました。私も同じような認識を持ってお

りますが、もう次の質問に踏み込んだお答えを知事自らいただいたというように感じて思っておりますけれども、こんな話がありました。

タイガーマスク現象というのが一時期ばーっと出ましたけれども、「お願いタイガー！」というホームページに、廃車を下さいという書き込みがあって、廃車というのは、車を廃車にする、その廃車ですけれども、重度の自閉の息子がいると。その子は寝るまでは、毛布にくるまって外にいるしかないと。だから、いられる場所として、要らない車を送ってくれませんかというようなことも出ていました。

そんな書き込みが、もし災害が起こったとき、三重県で絶対に起こらないように、そんな考えを持って施策を進めていただきたいなというふうに思います。

さて、具体的なことに入らせていただきます。

三重県人権施策基本方針を推進していくために出されました第一次人権が尊重される三重をつくる行動プラン、最終年度が昨年度でございましたので、今年度、その年次報告が出されています。その中の人権尊重の視点に立った行政の推進というところでは、三重県全市町で人権都市宣言が出されているということが書かれています。

しかしながら、平成23年3月の県民一人アンケートによりますと、「一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分に発揮できること」に対する行政の取組について、「あまり知らない」、「知らない」と答えた人の割合が53.4%と、大変残念なことです。過去4回の調査の中で一番割合が高くなってしまっています。

人権啓発の推進については、人権センターあるいは各県民センターが中心になって、様々な取組が行われたことが報告されております。現在、11月11日から12月10日までは、差別をなくす強調月間です。各地において、人権フェスティバル等、様々な取組が進んでいるところだと思えます。

そこで、お聞きいたします。

東日本大震災以降、3月11日以降、災害と人権の視点で人権センターとか

各県民センターとかが中心となって行った、具体的な取組はございますか。あればどのような内容のものであったかということをお教えいただきたいと思います。

〔北岡寛之生活・文化部長登壇〕

生活・文化部長（北岡寛之） お尋ねの、災害に関する人権の研修、啓発等でございますけれども、具体的には、三重県人権センターにおきまして、10月に災害と障がい者をテーマとした県民人権講座を開催いたしまして、東日本大震災で被災された障がい者の支援に携わった団体の方から、避難所の状況等についてお話をいただきました。12月、今月にも、人権に関する相談員を対象としたスキルアップ講座におきまして、同様のテーマで研修を行う予定でございます。

また、津県民センターにおきましても、10月に開催しましたミニ人権大学講座において、障がい者の人権をテーマとした震災に関する講演を実施しております。

一方、原発事故に関しましては、放射線被曝についての風評被害に関するメッセージを作成いたしまして、6月からFM放送において啓発を行っております。

さらに、毎年作成しております啓発用手提げバッグに風評被害を防止するためのメッセージを印刷しまして、偏見の解消に努めております。

今後も、災害時における人権尊重の重要性を踏まえ、様々な人権課題に係る啓発に取り組んでまいります。また、全庁的な推進組織である人権施策推進会議等を通じまして、災害時における人権尊重についての情報を共有いたしますとともに、こうした視点を事業に反映できるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

〔4番 小島智子議員〕

4番（小島智子） 様々な取組が行われているということですが、私も細かく見せていただいたものもでございますけれども、なかなか一般市民に向けて丁寧にいるんな場所とということには至っていないのかなというのが正直

なところ です。

被災地の皆さんが本当に辛い思いをしながら、経験から伝えてくださっていることを今後に生かすという意味を大切にしていかなければいけないというふうに思うところでございます。

人権問題というのは常に当事者の問題ではなくて、周りの問題、周りの意識から発生してくるものだというふうに思っておりますので、一層の推進をよろしくお願いいたします。

災害時のために人権啓発を行っているわけではありませんけれども、タイムリーに取り上げていくことで県民に対して意識づけができるというふうに思いますし、心のユニバーサルデザインとも言うべき意識の醸成が図れるのではないかとこのように思っております。どうぞ人権と災害という視点を三重県全体で共有していただきますように、よろしくお願いいたします。

また、学校教育においては防災ノートが配付されて防災教育が進められるということですが、人権教育とはどのようにリンクされて進めていかれようとしているのかということについて、もう1点お教えいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

教育長（真伏秀樹） 教育委員会のほうではいわゆる災害と人権という関連の中で今年も幾つか取組をさせていただいておりますけれども、この5月から6月にかけては、小・中の県立学校の管理職でございますとか人権教育の担当者を、そういうことを対象といたしました研修会、それから、市町の人権教育の主管課長を対象とした会議等を開催いたしまして、特に東日本大震災における子どもたちを取り巻く人権侵害の現状とか、そういうことを改めて問題提起させていただくような形での取組をさせていただいたところでございます。

また、平成24年に入ってからでございますけれども、この1月から2月にかけては、県内の六つのブロックでまた同じような研修等を考えておりますので、その際にも改めてもう一度、災害と人権というあたりのところをしっかりとテーマとして取組をさせていただきたいなというふうに思っております。

日ごろから学校現場のほうでは、人権学習教材のほうをたくさん使いまし、生命の価値を自覚して尊重することでございますとか、人の痛みや思いを共感する心をはぐくむ学習というのに取り組んできております。

また、多くの学校のほうでは、生徒だけじゃなしに、保護者の方ですとか、それから地域住民の方とも連携する形での講演会ですとか学習会等々にも取り組んできておりますので、そういう場をしっかりと活用させていただいて、これからもしっかりと自分の人権を守ること、それと、他人の人権を守るための実践行動ができるような人づくりについて、しっかりと進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔4番 小島智子議員登壇〕

4番（小島智子） お答えいただきました。ぜひ、防災教育といっても具体的にことだけではなくて、ベースにその人権教育の考えを取り入れて進めていただきたいなと思います。

時間がありませんので、次に行かせていただきます。

次は、命を守るということで、交通施策についてお伺いをいたします。

自転車ってどうなっておるのという話をよく聞かれるのではないのでしょうか。テレビとか新聞等でも報道をされております。自転車というのは環境負荷が少なく、地球温暖化防止対策としても有効、そして、特に首都圏においては、東日本大震災以降、帰宅困難になった人がどうしたらいいかなと考えた末に、自転車での通勤方法を選ぶということが増えているというふうに聞いています。

平成19年6月、改正道路交通法が出されていますが、ここでは自転車の車道通行が改めて確認をされています。以降、様々な対策が講じられてきましたけれども、マナー違反等を批判する声は後を絶ちませんし、利用者自身も交通ルール遵守意識が浸透しているとは言いがたい状況です。

また、自転車の通行環境の整備というのも十分には進んでおりません。この状況を改善するために、10月25日、「良好な自転車交通秩序の実現のため

の総合対策の推進について」という警察庁交通局長通達が出されています。

では、具体的にこれからどうやって変わるんだろうか、変わらないんだろうかということ、県民の皆さん、疑問に思ってみえるというふうに思います。基本的な考え方としては、前回と見比べて大きく変わっていないと思います。一番根本にあるのが、自転車は車両であるということの徹底です。そこで、その基本的考えに立脚して三つの内容が取り上げられています。

一つ目は、通行環境の確立です。この標識をごらんください。（パネルを示す）ごらんになったこと、あるでしょうか。一番左側は普通自転車通行帯を示す標識で、その隣が通行帯の写真です。一番右側は自転車一方通行をあらわす標識で、9月12日に公式発表されたものです。これら標識を用いて環境の整備促進を図っていくというようなことで進められております。

通行環境の確立の項では、自転車と歩行者の分離についてということで、こんな項があります。幅3メートル未満の歩道における自歩可、自転車も歩行者も可の交通規制は、歩行者の通行が極めて少ないような場合、車道の交通量が多く、車道を通行すると危険な場合を除き、見直すこととされており、通ってもいいのかな、だめなのかなという疑問の多くはこの項目に関するもので、私たちの生活に大きく関係してくると思います。

2点目はルールの周知と安全教育の推進、三つ目は自転車に対する指導取り締まりの強化です。

そこで、お尋ねします。三重県としての自転車にかかわる現在の取組、課題、あるいは今後の総合対策の推進についてお教えいただきますようお願いいたします。

〔西本健郎公安委員会委員長登壇〕

公安委員会委員長（西本健郎） 警察庁から示された自転車総合対策の通達に対する公安委員会としての所見をお答えいたします。

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い方々の多様な用途で利用する身近な交通手段であり、特に最近では、東日本大震災以降、通勤手段としても注目され、引き続きその利用の進展が見込まれている中、全国的に自転車関連事

故も増加傾向にあります。

一方、県内の自転車関連事故は一定の水準を推移しており、自転車利用者の交通ルールの遵守、マナーの向上を求める県民の声があることや、自転車の安全を確保するための交通環境の整備も十分でない状況であることは承知しており、公安委員会といたしましても、このような情勢や自転車の交通事故防止対策等について、重大な関心を持っているところであります。

警察庁から示された自転車総合対策の通達の概要については警察本部から報告を受け承知しており、公安委員会といたしましても、自転車は車両であるという基本的な考え方を、自転車の利用者のみならず、自動車を運転する運転者をはじめ、交通社会を構成するすべての人々に理解していただき、自動車運転者、自転車利用者、歩行者の3者それぞれがそれぞれの立場で安全を確保する取組が必要であると考えております。

また、公安委員会では、学校における児童・生徒の安全対策及び少年の健全育成に資するため、昨年度から教育委員会と意見交換会を開催しておりますが、本年度は、さきに申し上げました自転車に関する交通環境においていかに児童・生徒の安全を確保していくかという観点から、8月に自転車の交通安全対策をテーマとして意見交換会を持ったところであります。この意見交換会におきまして、学校、警察、それぞれが実施している交通安全教育の実施状況や、今後の効果的な取組について協議を行っております。

今後も公安委員会といたしましては、警察業務を適正に管理するとともに、関係機関と連携し、県民の安全で安心な生活の確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔 斉藤 実警察本部長登壇 〕

警察本部長（斉藤 実） お答えいたします。

今回の自転車の交通安全対策は、小島議員御指摘のとおり、全国的に自転車の利用者が増加をし、これに伴い自転車事故も増加をしていることから、従来からの自転車に係るルールやマナーを再度徹底しようとするものであり

ます。そもそも法律上自転車は車両でありまして、車道を通行することとされておりませんが、安全確保のための例外として、道路標識等によって歩道通行が認められている場合、仮に標識がなくても、幼児、児童、70歳以上の高齢者、身体に障がいのある方は、歩道を通行ができます。

このほか、標識の有無、年齢等にかかわらず、車道または交通の状況により、安全を確保するためやむを得ないと認められる場合には、歩道を通行することができる、このようになってございます。

このことは今回の対策におきましても何ら変わっておりませんが、自転車を利用される方には、歩道はあくまでも歩行者のための道路でありますので、歩道を通行する場合には徐行するなど、歩行者の安全を優先して通行しなければならないということ、まずもって御理解いただきたいのであります。

また、県内で発生しております自転車事故のほとんどは車道で発生をしております。信号無視や一時不停止など、自転車側に何らかの交通違反があった事故も多いことから、自転車利用者に対するルール、マナーの周知徹底を図るとともに、交通事故に直結するような悪質、危険な違反行為に対しては厳正に取り締まっていく必要があると考えております。

さらに、自動車の運転者に対しても、自転車は車両でありますので車道を走っていても当然であること、また、自転車は弱い立場の車両でありますので配慮が必要なこと、路側帯や自転車専用通行帯への違法駐車は自転車の通行妨害となり、事故を引き起こしかねないことなどを周知徹底する必要があると考えております。

また、歩道における自転車通行可の交通規制の見直しにつきましては、歩道の幅に応じて一律に規制を解除しようと、こういうものではございません。各県の実情に応じて見直しを行うものでございますので、本県におきましても、あくまでも、歩行者と自転車、双方の安全を確保するとの観点から、県内各地域における歩道における歩行者、自転車の通行実態、車道の状況や自動車の通行量、これらを踏まえまして、必要があれば見直しをしていくということにいたしております。

さらに、自転車専用通行帯など、自転車の通行環境を整備することは大変重要なことございまして、既に道路管理者との協議検討も進めておりますが、引き続き、まちづくりの中に位置づけるなど、長期的な視野も持ちまして鋭意取り組んでまいりますので、何とぞ御理解と御支援をよろしく願いいたします。

〔 4 番 小島智子議員登壇 〕

4番（小島智子） 大きくは何も変わっていないと、必要があれば見直しをするという御回答だったと思います。それぞれが連携を図りながら取組を進めていただきたいですし、県民に丁寧に周知をしていくということが、混乱を解消する最も効果的な方法というふうに思いますので、その啓発の方法には十分工夫をしていただきまして、お知らせいただきたいなというふうに思います。

先ほど少しお話が出ておりましたけれども、三重県の状況というのは、じゃ、どういうふうになっているのかということで、少しごらんいただきたいと思います。

（パネルを示す）平成22年三重の交通統計から引っ張ってきたものですが、平成22年については人身事故1415件です。事故当事者の年齢層別発生件数ですが、こんなふうになっています。この数字というのは、年齢層別の死傷者数のパーセンテージとほぼ同じです。どの層においても事故というのは起こっているんですが、総体的に見て、中学生が13.2%、高校生が15.3%、65歳以上、くくりが大きいので、が22.3%と、通学で自転車を使う学生、自転車をふだんの生活に使うことの多い高年齢層に多く見られるということが明らかになっています。

学生についての安全教育の徹底が必要であるというふうに先ほど公安委員長の御言葉にもございましたが、学校教育の中でどんなことが実際に行われているのか、そして、今後さらに取り組んでいこうとしていることがもしおありになれば教えていただきたいと思います。教育長、お願いいたします。

〔 真伏秀樹教育長登壇 〕

教育長（真伏秀樹） 交通安全教育についてお答えを申し上げたいと思います。

御指摘がございましたように、中学生ですとか高校生の交通事故の中で、自転車乗車中の事故が最も多くなっている状況にございます。交通安全教育の充実を図りますために、県の教育委員会のほうでは、平成22年度は高等学校の教員を対象に、また、平成23年度は小・中学校の教員を対象に、交通安全指導者養成講習会を開催したところでございます。

この講習会では、警察本部でございましてとか日本交通安全教育普及協会等から講師をお招きいたしまして、平成20年6月施行の改正道路交通法の周知を図るとともに、危険予知トレーニングを取り入れた、実践的な講習を行ったところでございます。

また、それぞれの学校におきましては、生徒の自転車通学の安全を確保するために、地域の実情を考慮しながら、通学路の安全点検や危険箇所把握等の安全管理、それから、学校安全計画に基づいた交通安全教育の取組を進めてきておるところでございます。

例えば、紀南高校の例でございますけれども、地元の自動車学校との連携によりまして、交通安全体験セミナーを通して、携帯電話を持ちながらの自転車の運転がいかに危険であるかということを経験するとか、それから、安全運転を心がけるための取組、それと、また、生徒自らが地元の保育所に出向きまして、人形劇を通して園児に交通安全の大切さを伝える啓発活動などを行っているところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後も教員を対象とした講習会を開催いたしまして指導者の養成を図りますとともに、各学校におきましては、自転車の実技指導を中心とした交通安全教育を行ったり、保護者等の協力を得て、自転車点検、見守り活動を行ったりするなど、交通安全に係る取組の充実を図っていきたいと思っております。

また、先ほども少し御紹介がございましたけれども、8月に開催いたしました公安委員会、教育委員会との意見交換なども踏まえまして、警察等の

関係機関や団体等との連携協力を図りながら、子どもたちが交通社会の一員として、自分の安全のみならず、他人や社会の安全に貢献できるよう、交通安全教育を推進してまいりたいというふうに考えております。

〔4番 小島智子議員登壇〕

4番（小島智子） 様々な取組が行われていることをお聞きいたしました。一人の命も失われることがあってはいけない、そんなふうに思いながら、ぜひ教育の中でも進めていただけたらなと思います。

子どもたちだけではなくて、いろんな場で保護者啓発が必要というお言葉もありました。いろんな場面があると思うんですね。入学説明会等もありますし、高校においても新入生の説明会がございます。あるいは、恐らく各小学校においては、登下校の見守りをしてくださっている方々、いらっしゃると思うんですが、そういう方たちへの啓発をして、その方たちからの声かけもしていくというような、本当に地域全体を取り込んだ取組を進めていただければ、市町教育委員会とも連携をしながら進めていただきたいと思います。

最後になります。特別支援教育について、自己実現を図るというような観点で質問させていただきます。

平成24年4月に、とうとうといいますか、ついにといいますか、桑名にもくわな特別支援学校が開校いたしますので、そのことも絡めてお聞きしたいと思います。

平成18年ですが、三重県における特別支援教育の推進について、基本計画が策定されました。平成22年度までの県立特別支援学校整備第一次実施計画に沿って整備が行われてきたわけです。現在は、平成23年度から26年度までの第二次実施計画に沿って整備が進められているところです。

昨年4月からは、通学可能な高等部の生徒受け入れのために、石薬師高等学校内に杉の子特別支援学校石薬師分校が開校されました。このやりとりは先日の予算決算常任委員会の総括質疑でも行われたところですが、このことにつきまして、再度確認をさせていただきたいと思います。

1点目は、石薬師分校の規模についてです。8学級、定員64人ということ

で想定されて開校したというふうに思いますけれども、昨年のスタート時は46人でした。昨今、小・中学校の特別支援学級在籍児童・生徒数は増加の一途にあります。今後の石薬師分校の規模はどのようなふうに推移するのでしょうか。

そして、2点目は、石薬師高校と石薬師分校について、どういう成果と課題があるかということです。先日お聞きしました課題として、物理的な事柄が挙げられていたのかなというふうに思います。教室のやりくりが難しいというような内容であったかと記憶しておりますが、生徒の姿にあらわれていること、あるいは、二つの学校がともにやっていくということは想像以上に困難が伴うことだというふうに思いますが、その点について把握してみえることがあればお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、くわな特別支援学校ができるわけですが、見込みとしては、小学部7学級、中学部7学級、高等部11学級、小・中・高合わせて計130人で始まるということですが、このくわな特別支援学校の今後の人数、学級数等、見込みはどのようになっているか、まずお教えいただきたいと思います。

以上3点、お願いいたします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） 特別支援教育の関係で、まず、1点目の杉の子特別支援学校の石薬師分校に関係する部分でございます。

杉の子特別支援学校石薬師分校の生徒の推移につきましては、平成22年の開校時には御紹介がございました生徒数46人、8学級でございましたけれども、この平成23年度には生徒数が68人、10学級と増加をいたしてありまして、来年度、平成24年度は86人の12学級、それから、平成25年度は105人、15学級になるというふうに見込んでおるところでございます。

石薬師分校につきましては、石薬師高校と同一校舎にある利点を生かしまして、石薬師高校の生徒との間で、音楽ですとか美術の授業を通じた交流、それと、共同学習等の共生共学の実践に取り組んできておるところでございます。

ます。

その活動の成果といたしまして、石薬師分校の生徒には、自分からあいさつをするなど、コミュニケーション能力の向上が見られているところでございます。一方、石薬師高校のほうでは、クラブ活動等での交流によりまして、石薬師高校の生徒の活動意欲が向上をいたしたり、また、校内で相手を配慮する姿勢や道徳心が向上したりするなど、特別支援学校と高校との併設による効果があらわれているというふうに考えておるところでございます。

こういう状況がございますけれども、どうしても現状では特定科目での授業でございますとかクラブ活動における交流というのが主になっておりますので、継続的な共同学習等の取組の推進というのがこれからの課題かなというふうに考えております。

県の教育委員会といたしましては今後とも、石薬師分校、それから石薬師高校との授業、それからクラブ活動等を通じた交流、さらには生徒同士の自発的な交流に進展をさせながら、共生共学を推進する学校づくりを一層進めていきたいというふうに考えております。

二つ目の、来年度開校いたします、開校予定のくわな特別支援学校でございます。

知的障がい教育の部門を担います桑員地域初の特別支援学校として開校させていただきますけれども、小学部7学級、それから、中学部が7学級、高等部10学級ということで、合計24学級、最大の生徒数としては150人ぐらいになるというふうに想定をいたしておるところでございます。来年4月の開校時には、約130人の児童・生徒数になるかというふうに考えておるところでございます。

〔4番 小島智子議員登壇〕

4番（小島智子） お聞かせいただきました。石薬師分校については3年間で1.5倍の学級数になるというようなことで、現在、生徒数が予想より増えたことによって、作業室を教室に変えるというようなことが行われていると思いますけれども、くわな特別支援学校を含めまして、今後開校していく特

別支援学校につきましては、人数増をしっかりと予想して、ゆとりのある教室配置等をお願いしたいなというふうに思っております。物理的な整備のみならず、人的な配置についてもしっかりと見通しを持って対応していただきますように要望をさせていただきたいなと思います。

石薬師分校については、ともにいるということが当たり前になるには時間ももっと必要なのかなというふうに思いますが、先進的な取組として、何よりも子どもたち同士が学び合えるような学校に、そんな期待もさせていただきます。

では、次に、キャリア教育についてです。

キャリア教育を進めるというふうにくわな特別支援学校のパンフレットには書かれておったと思います。特別支援学校におけるキャリア教育を進めるという点で、一つお聞かせいただきたいと思います。

小学部1年生から高等部3年生まで、一貫したキャリア教育だというふうに思いますけれども、そのキャリア教育を充実させるために具体的に行おうとしていることがありますかという、その内容を教えてください。

そして、また、くわな特別支援学校には職業自立支援コースというものが設定されております。その中では、高2・高3生は週1回、校外での実習をするというカリキュラムが組まれています。4月開校に当たりまして、地域あるいは地元企業等との連携が課題であるというふうに思います。現在、どの程度、地元企業等との連携が進んでいるのか、その進捗状況についてお教えいただきたいと思います。地域に開かれた学校づくりをするには、特別な行事のときだけではなくて、地域とふだんから交流できる仕組みといたしますが、取組をしていかないと、本当の意味での共生にはならないのではないかなというふうに思いますが、くわな特別支援学校の特色という視点も加えてお教えいただきたいと思います。お願いいたします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） くわな特別支援学校の特色とかキャリア教育等についてお答えを申し上げたいと思います。

くわな特別支援学校につきましては、「地域で学び、地域と関わり、地域で活躍する子ども」というキャッチフレーズのもとで、一人ひとりの自立支援、地域との連携、就労支援の充実を目指していきたいというふうに考えております。

具体的な内容といたしましては、一つには、キャリア教育を中心に据えた、小・中・高一貫した教育課程の編成でございます。発達段階に応じまして、小学部から望ましい勤労観、職業観の育成に取り組むということ、それと、就労や社会生活に向けた必要な学習を系統的に実施していきたいというふうに考えております。

また、中学部のほうでは、作業学習を高等部と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

二つ目の取組といたしましては、高等部におきます教育課程でございますけれども、先ほど御紹介いただきましたように、職業教育を充実させるために、二つのコースの設置を計画いたしております。

一つが社会生活自立コースでございます。校内での作業学習を中心といたしまして、それぞれの教育的ニーズに応じた学習を通じて、自立と社会参加に向けた力を養おうとするコースでございます。

二つ目は職業生活自立コースでございます。職場実習を早期から実施することに加えまして、企業就労を目指し、毎週1回職業体験の授業を終日実施していきたいというふうに思っております。

学校のほうが市街地に位置しておりまして、近隣施設を利用した職場実習が可能でございますので、地域の製造業、流通サービス業、農業などと連携をいたしました職業体験の授業を2年生、3年生から実施したいというふうに考えておりまして、現在、関係機関への依頼でございますとか、地域への啓発活動に取り組んでいるところでございます。

また、地域の学校との交流でございますとか共同学習の実施、さらには、地域の方々に学校ボランティアとして参加していただくことも計画をいたしておるところでございます。

このように、地の利を生かしまして、地域との交流連携を推進することによりまして、地域で活躍する子どもたちを育ててまいりたいというふうにご考えております。

〔4番 小島智子議員登壇〕

4番（小島智子） お答えいただきました。地の利というのは確かにあると思いますので、それが本当に地域との連携を進める大きな武器になるのではというふうに思わせていただいております。一層地域の開拓も進めていただいて、いろんな方と連携ができるようにということでお進めいただきたいと思います。

キャリア教育といいますと職業に直結するというふうにごどうしても思いますが、すけれども、キャリア教育イコール職業教育ではないということがいろんなところで明らかにされているのだらうというふうに思います。

平成23年7月、キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議中間取りまとめ、大変長いんですが、その中では、キャリア教育を今から申し上げるような教育だというふうにしています。「子どもたちが、社会の一員として役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育である。」そのことが発展をしていって直接的に職業に結びつくということになるかと思えます。

すべての子どもたちが就労というところに必ず結びついていくというわけではありません。ですので、最終的に職業に直結しないキャリア教育の形というものもぜひ、この新しくできます、くわな特別支援学校において模索していただければなということをご申し上げておきたいなと思えます。

地域とのつながりというのはなかなか簡単にはできないと思えますけれども、地域とつながりをつけておくことで、3点目に質問させていただいた災害が起こったようなときにも、本当に子どもたちの命を守るということに直結していくのだらうなというふうにも考えますので、私も地元住民ですけれども、関心を持って見せていただきたいなというふうにご思います。

最後になりました。就労のことについてお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

教育ビジョンの特別支援教育の推進に係る数値目標が上げられておりまして、そこには、特別支援学校高等部卒業生の就労内定率、2015年度100%というふうに書かれています。就労促進のために現在、職域開発支援員といわれる方々が県全体で14人配置されております。職域開発支援員のその結果というのはどんなふうに出ているのかなということをぜひお教えいただきたいと思ひますし、また、その配置が大変効果的であるということであればぜひ継続をしていただきたいというふうに思っております。そのことを含めましてお答えをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） 職域開発支援員についてのお答えでございます。

特別支援教育におきましては、障がいのある子どもたち一人ひとりがその能力や適性に応じて就労などの進路を実現し、社会参加していけるように、適切に指導していくことが大切であると考えています。特に特別支援学校の高等部につきましては、非常に厳しい社会情勢の中、就労の拡大を図ることが喫緊の課題となっております。

昨年度の特別支援学校高等部、それと、高等部の専攻科の卒業生の企業への就労率でございますけれども、22.2%ということで、昨年度に比べまして1.8ポイント上昇しておりますけれども、就労状況は引き続き厳しいものとなっております。

こうした状況から、県の教育委員会では平成21年度から、国の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、企業経験の豊かな外部人材を職域開発支援員として、特別支援学校に配置をしてきたところでございます。

この職域開発支援員につきましては、最初の平成21年度から今年度の10月末までに約1万6000件余りの企業等の訪問を行いまして、生徒の職場実習先、それから就労先の確保に努めてまいりました。その結果、より生徒の希望に沿った職場実習先を選択できるようになりましたし、また、就労者数につき

ましても、平成20年度の34名から、平成21年度には42名、平成22年度には47名と、着実に伸びてきたところでございます。

現行の職域開発支援員につきましては、国の緊急雇用創出事業を活用しておりますので、その事業の縮小に伴いまして、現状のままでの配置は困難な状況かというふうに考えておりますけれども、県の教育委員会といたしましては、これまでの成果をしっかりと活用させていただきますとともに、今後、他の制度の活用も含めまして、外部人材の活用を来年度以降も継続できるように努力をしていきたいというふうに考えております。

〔4番 小島智子議員登壇〕

4番（小島智子） 職域開発支援員たちの配置によって、少しずつではあるけれども就労が実現しているという状況をお聞かせいただきました。現状のまま配置をすることは難しいというふうにお答えいただきましたけれども、効果があるということで、全部が全部そういくかどうかわかりませんが、ぜひ継続をしていただきたいということを申し上げておきたいなと思います。

現場の先生にもお聞きしましたところ、1日6時間というところで来ていただいているんですね。外を回るだけではなくて、面接指導をするのですとか、そういう取組もしていただいている。そして、何よりも、子どもたちを知っているということで、その企業で働く内容と子どもたち一人ひとりのマッチングがうまく行われる、それが成果になってあらわれているんじゃないかということでした。このことは強く申し上げておいて、ぜひ残していただきたいというか、継続を要望いたします。

地域の中に地域に密着した特別支援学校ができる、このことについては本当に期待するところですし、これからも、学校、保護者、そして地域は子どもたちを真ん中に据えてかかわっていただきたいなというふうに思っております。

時間になりました。与えられた時間、いっぱい使って、自分としてどうやったのかなというふうに思いますけれども、御協力、どうもありが

とうございました。

これで、初めての一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

休 憩

議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時1分開議

開 議

副議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

副議長（中村進一） 県政に対する質問を継続いたします。18番 中村欣一郎議員。

〔18番 中村欣一郎議員登壇・拍手〕

18番（中村欣一郎） 皆さん、こんにちは。海女と真珠のふるさと鳥羽市選出、自民みらいの中村欣一郎でございます。待ちに待った一般質問なのですが、初質問の緊張と、いきなり取り上げる重たい案件を三つも抱えておりますので、頭の中が火の車でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

話の切り口に、今日12月1日は何の日かなとパソコンで検索をいたしました。

WHOの定める世界エイズデーであるとか、鉄の記念日とか、いろいろ出てまいりましたけれども、どれも自分の質問には関連づけられそうにもなかったのですが、一つだけ見つけました。

今日は、三重テレビが1969年に地上アナログ放送を開始された開局記念日だということです。三重テレビさん、どうもおめでとうございます。

さて、私は、川と海と橋の3点について質問いたします。

まず、最初、鳥羽河内ダムの整備についてをお聞きします。

御承知のとおり、鳥羽市の穀倉地帯を流れる、市内で最も大きな河川である加茂川は二級河川であり、三重県の管理する河川です。その支流の河内川に計画されている鳥羽河内ダムも、三重県が事業主体として話がこれまで進められてきました。

この加茂川は過去から幾度となくはんらんを繰り返しており、その洪水被害を軽減するために県がその必要性をうたい、鳥羽市河内町地内に建設が進められてきたものです。

地元及び鳥羽市に理解を求め、さらに、国に対して国補事業としての事業採択の要望を重ね、平成9年に事業着手となりました。以来、工事着手に向けて、測量、調査、設計を行う中で、地元と協議、意見交換を重ねてきました。

流域では、大雨災害により、昭和57年に1名、昭和63年には4名の尊い命が奪われたほか、家屋、田畑、道路、橋梁、鉄道などが浸水し、甚大な被害をもたらしました。

このため、三重県では加茂川河川改修を行いました。流域には居住地も多く、川を広げるには限界があることから、後から河内町にダムをつくるという前提で河川改修が進められてきたという背景があります。

昭和57年の水害は、総雨量578ミリ、最大2時間で148ミリ、昭和63年の水害は、総雨量312ミリ、最大2時間で92ミリでした。

近年の風水害の実績を見ますと、平成16年の台風21号においては、旧宮川村では土砂災害により、7名の方が亡くなっています。今年になってからも、7月の台風6号で、宮川で764ミリ、9月の台風12号では、宮川で872.5ミリ、御浜で801ミリといった一日降水量でした。

その後の台風15号においても同様で、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な集中豪雨は至るところで頻発をしております。ここ数年は幸いにも、伊勢志摩地方には甚大な被害はもたらされていませんが、台風の進路次第では被災地同様、またはそれ以上の被害を及ぼすことは明らかです。4000名を超える流域

住民は、ちょっとした大雨のたびごとに、ちょっとした大雨という言い方は変なのですが、イメージとしてはわかってもらえるでしょうか、ゲリラ豪雨の襲ってくる前兆のような不安感を常に持ちながら生活しております。どうか一日も早く、洪水被害予防の本丸、大前提である鳥羽河内ダムを完成していただきたいと切に願っております。

ここへ来て工事の進展が不透明になり始めてきたことに、地元の皆さんは一樣に不安を覚えています。幾度か志摩建設事務所の担当者には地元へ出向いていただいて、工事の進捗についてお尋ねをしましたが、一向にらちが明きません。ゆうべも過去の議事録を読み返してみましたけれども、地元が早くスケジュールを示してほしいというと、事務所側は、ダムの必要性は変わっておりません、私たちは一日も早く皆さんの声にこたえたいんですわ、資料の精査に時間がかかっておりますのでもうちょっと待っていただきたいと答え、また、最後に地元が、出先の回答には限界があるようだから、本庁から説明に来ていただきたい、部長は来てもらえないのか、ざっと言うと、毎回毎回、会議の最後はこういったことの繰り返しでして、とうとう今日まで部長には説明に来てもらえなかったので、今日、私が代弁してお尋ねをいたします。

改めまして、鳥羽河内ダムの進展状況はどうなのでしょう。お尋ねします。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 鳥羽河内ダムについてお答えいたします。

鳥羽河内ダムは二級河川加茂川の支流でございまして、鳥羽市河内地内ということで、そこでダムの計画を進めてきております。目的は洪水調節等でございます。

昭和50年に国の補助事業として調査の対象となりまして、その後調査を続けております。そうしている間、議員御指摘のように水害がございました。昭和57年、それから、次に昭和63年、この2件、二つの災害では死者も出るという大災害でございました。その後、加茂川の改修とダムというセットで

治水計画を立てまして、河川改修のほうは災害助成事業というので既に完了しております。残るのはダムの整備という状況でございました。

そういう形で調査等を進めてまいったわけですが、平成21年に政権交代がありまして、そのときに治水政策が、できるだけダムに頼らない治水をやっていくんだという方針が出されまして、全国のダムで本体工事に着工していないダムについては一律全部検証するということになりました。

検証をどういうふうにするかというやり方について、基準というのが平成22年9月に示された。ですから、実質、平成21年の秋から平成22年の9月までは前へ進めないという状況で、現況の環境調査等しかできなかったという状況でございます。

現在、その検証の基準によりまして、今、検証作業をやっておるところでございます。この検証につきましては、ゼロベースというか、予断なくゼロベースで見直せということでございまして、いろんな代替案26の検討をせいということではありますが、それを一つ一つ、今やらせていただいております。

今後、その複数対象からある程度対策案を絞り込んだ上で、地元鳥羽市との検討の場とか、有識者への意見聞き取りとか、いろんな手続を踏んで、最終国へ上げて、国でも学識者、有識者の会議があって、そういう手続をこれから踏んでいかないかんという状況におるところでございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） 平成21年の政権交代が一つのきっかけだというふうに今おっしゃられましたけれども、一つ一つちょっと確認をさせていただこうと思うんですけれども、まず、平成17年に出された加茂川水系河川整備基本方針と、同じく10月に出されました加茂川水系河川整備計画、この方針と計画は現在も変更はないという前提でよろしいでしょうか。

県土整備部長（北川貴志） 平成17年に、加茂川水系の河川整備基本方針、それで、引き続いて河川整備計画というのを策定しております。

この中で鳥羽河内ダムというのは位置づけをしております。ただし、現在

検証作業中というところで、それに対して何も変わりはありません。ただ、検証結果によりましては変更しなければならないというケースも出てくるといことです。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） ちゃんと事業が進んでいくのか、ひょっとしてこのままずるずる引き延ばされたあげくに事業がストップしてしまうのではないかと、野球で言うなら延長戦で新しいイニングに入らないよう時間を引き延ばしているように、地元は不安な時間を過ごしております。

そこで、これまで不安に思ってきた点といえますか、県と市と地元の少しぐしゃくした信頼関係をより一層良好なものに、もとに戻すという意味で、確認の意味で幾つかお聞きをしたいと思います。

執行部の皆さんには反問権がありませんので、もし質問の意図がわからなかったら小首をかき上げていただければ、もう一度質問をさせていただきます。

一つ目は、平成18年の12月付で三重県から鳥羽市に対して、平成19年度以降に用地を買収するからという目的で、職員の派遣要請がありました。市はこれを受けて、平成19年から平成21年3月までの2年間、1名を派遣しています。

二つ目として、同じ平成19年には地元説明会を3日間開催し、地権者に対して、平成21年度より用地買収に着手するとの説明がありました。

三つ目、同じころ、平成20年度には、買収予定地の樹木や竹について、その種類や大きさを計測し、補償算定の資料とするための立ち木調査を約3000万円をかけて行っております。

この三つの事柄、職員派遣、地元説明会、立ち木調査からすると、平成20年度の時点ではまだ状況に変化はなく、ダム建設に向かって進んでいたということでもよろしいでしょうか。

県土整備部長（北川貴志） 平成20年度、平成18年度に鳥羽市に用地買収。

〔「繰り返すのはよろしいです」と呼ぶ者あり〕

県土整備部長（北川貴志） 平成20年度の初めの段階では当然、用地測量、

立木調査と終わっていましたが、次の段階へ入るということでございました。ただ、一つ懸念材料が、黄鉄鉱の問題がそのときはございました。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） その後、地元は三重県知事にダム建設の促進についての要望を行いました。その回答が平成20年7月23日にありました。先ほど部長が言いかけてましたことですが、その内容は、特に工事関係について、掘削残土に黄鉄鉱が含まれており、対策を検討する必要がある、平成21年度より用地買収に着手することは困難であるとの回答でした。

ここでは確かに事業をストップさせるとは言っていないのですが、おやおかしいなど、地元はこの時点で大きな不信感が芽生えたと聞いております。というのは、すぐ横で行っております第二伊勢道路のトンネル掘削残土にも黄鉄鉱は含まれていて、その掘削残土の量はダムで出る残土の約2倍もあるにもかかわらず、県は大きな問題ともせずトンネル工事のほうは進捗していったからです。

このことについて、御見解をお聞かせください。

県土整備部長（北川貴志） トンネルのほうにつきましては、処理方法、また、処理地等も確定しておりまして、それに従って処分、処理していったということでございます。

ただ、ダムのほうにつきましては、建設発生土の処理対策の技術検討委員会というのを、そのとき学識者も交えて立ち上げようとしておりまして、その検討結果を待って、対策あるいは処理方法、場所等も確定しようということをしておりまして。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） その結果はどうなったんですか。

県土整備部長（北川貴志） その結果につきましては平成21年度に一応報告が出ておりまして、適切な処分地を確保した上で、遮水シート等によって流出防止対策をとって処理するという方法が示されております。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） 地元では、残土の置き場所については地元のほうで用意するからということによっておりますので、この黄鉄鉱の件は、そういうことであれば既に解決済みと考えてよろしいですね。

県土整備部長（北川貴志） 処理方法については、一応確定しております。最終的には、あと処分地の選定、あと確保という課題というか、その問題がございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） 当時は黄鉄鉱を理由に一たんブレーキを踏んだけれども、現在はこの黄鉄鉱が理由で遅れているわけではないというのがよくわかりました。

そして、ブレーキはもうこれで踏んでいないわけですが、なぜアクセルに足がかからないのかなというふうに思ったわけですが、それは、冒頭お答えになられたダム検証ということでよろしいでしょうか。

県土整備部長（北川貴志） 現状は、今検証中でございますので前へは進めないという状況でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） それでは、ダム検証に関して幾つか質問をいたします。

政権が民主党にかわって平成21年12月25日付で、当時の前原国土交通省大臣より知事に対して、できるだけダムに頼らない治水への政策転換に関する協力をお願いがありました。いわゆるコンクリートから人へという言葉に代表される一連の流れです。

具体的には、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議、以下有識者会議と言います、を立ち上げ、翌年夏ごろに中間取りまとめとして示す予定の新たな基準に沿って個別ダムの検証を行うことになりました。

つまり、このダム検証を終えないことには、新たな段階に入れないことになっています。これも、先ほど県土整備部長がおっしゃられました。

検証の対象は、国直轄が25、水資源機構のものが五つ、伊賀市に計画中の川上ダムはこれに属しますね。そして、国の補助を受けて県が事業主体とな

っている補助ダムが53カ所あり、鳥羽河内ダムはこの補助ダムとして検証されることになりました。

有識者会議は12回開催され、平成22年9月27日に取りまとめが公表され、翌28日に、今度は馬淵国土交通省大臣より知事へ、個別ダム検証の要請がなされたわけです。

これを受けて、県は鳥羽市や地元の河内ダム対策委員会にどのように検証の進め方やスケジュールを説明しましたか、お聞きします。

県土整備部長（北川貴志） 当時はまだ検証を、実際にやったことがなかったということで、どれくらいかかるかはわかりませんでした。次の年度ですから平成24年度の、例えば国の概算要求というのは平成23年度夏にまとめて秋に概算要求するということですので、目標を一応それに定めようということで考えてはありました。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） 予想していなかった答えが来たので。夏ごろまでにまとめるとは言いながら、この事業を検証に向けて、平成22年8月にダム計画検討業務を建設コンサルタントに委託しております。そのときの入札の履行期間のところには、契約の日から平成23年3月25日までと記載されております。

ちょっと話は飛ぶかもしれませんが、この業務委託の特記仕様書の中ではこういうふうに書かれております。

有識者会議の内容を踏まえ、ダム検証を行うことが目的である、ダムの検証結果は平成23年春ごろまでに国土交通省に報告する予定である、と明記しておりますけれども、この委託をするときは春までに国に報告すると言っているのに、先ほど部長は夏ごろと言われましたけど、それはどういうことでしょうか。

県土整備部長（北川貴志） 済みません。先ほど最終目標という考え方であります。できれば、まだ本当にそのときはどれだけの作業量があるのかというところまで把握していなかった、初めての経験でしたので、そういう意

味で、できるだけ早く現地の資料収集とか調査を終えたいという意味で、期限を3月、当然年度の予算ですので3月というのが一つのめどになりますが、そういう形で発注したと思っております。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） そうすると、その委託業務はまだ終わっていないわけだと思っんですけれども、これは繰り越しされているわけですか、そして、契約変更もされているということによろしいでしょうか。

県土整備部長（北川貴志） ちょっと今そこまでは把握していないんですが、当然今も引き続き調査をしていますので、一たんそれを繰り越してやっているか、あと別発注しているか、ちょっと今把握していませんので、また後ほど報告させていただきます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） うまいこと逃げられましたけど、私もそれ以上ちょっと突っ込めないんですけど、別の件で、平成23年、今年の4月14日の地元対策委員会において、8月中にはダムの検証を終えると言っております。

また、検証を進めていく上で必要となる三重県と鳥羽市による鳥羽河内ダム建設事業の検討の場を持つということについても、事前に平成22年11月と12月の2回にわたり、鳥羽市長に説明をしています。

また、平成23年の2月から4月の間には流域5町内会に対して、鳥羽河内ダムの検証に向けての事前説明会を開催しています。それでもこの検討の場というのが持たれないわけなんですけれども、第1回目の検討の場というのは一体いつ開催されるのでしょうか。

県土整備部長（北川貴志） 当初予定しておりました検討の場はこれから調査の内容等説明する場と考えておりましたが、それですともう既に発表されている内容を説明するだけということですので。

〔「ちょっと聞き取りにくいんですけど」と呼ぶ者あり〕

県土整備部長（北川貴志） 済みません。第1回の想定しておったのが調査の内容等の説明というのを考えておったんですが、それはもう既に公表され

ている内容だけですので、次の検討の場では、先ほど申しましたように26の検証からある程度案を絞り込んで、それを提示するということを考えております。今、その準備作業中ということで御理解いただきたいと。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） それらが全部終わると、最終報告を国に提出する前に三重県公共事業評価審査委員会に諮るということになっているかと思えます、手続上。

その評価審査委員会の日程は、今年9月に第1回目、10月に第2回目、11月に3回目と開かれております。

県土整備部は10月の2回目の評価審査委員会で、11月の3回目の評価審査委員会に鳥羽河内ダムを議題に挙げると10月時点で予告をしておりますけれども、11月当日になって資料が整っていないということで取り下げました。

つまり、評価審査委員会という別の席上では、10月時点では11月には最終的にまとめたものをそこへ挙げるという日程を示しておきながら、なぜ、今もそうですけど、地元はそのスケジュールが示されていないのか、非常に矛盾を感じるわけですけれども、それはいかがでしょうか。

県土整備部長（北川貴志） 検証を行って、ある程度案を絞り込んで、市との検討の場に挙げると。その後、有識者の意見聞き取りとかパブリックコメント等もしなければならぬんですが、その後に最終的に1案に絞り込んだ段階で評価審査委員会にかけるということになります。

当然、その評価審査委員会のほうには、こういう案件があります、お願いすることになりますということは当然申し入れをしていくべきということで、それを申し入れいたしました。ただ、評価審査委員会のスケジュールが、今年度は今のところ最終が12月、年内ということでしたので、そういうことになったということです。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） それが全部まとまるのが、11月の評価審査委員会にかけるというのも10月に言っていたんですね。それなのに、今まだ一回もこ

の、（資料を示す）ダム検証の進め方のこの辺まで進んでないといけないのに、まだ一番上の1行目のところをやっているんじゃないかというふうに思うんですけども、それでパブリックコメントとかそういうことをやっていて、よそのダムの例を見ますと約11カ月かかるんですけども、それがなぜ10月時点で来月挙げられるということが言えるんですか。

県土整備部長（北川貴志） それにつきましては多分、部内の手違いの部分もあるかと思えます。年度当初は先ほど申しましたように、8月いっぱいぐらいで出るという、まとめようという考え方を持っていましたので、平成23年度内には評価審査委員会までかけたいという思いは、当然その時点ではありませんでした。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） 今の時点ではいつなんですか。

県土整備部長（北川貴志） これについては、先ほど申しましたように、案の絞り込み段階ですので、その後の幾つかの経路を経た後というふうに考えております。まだ時期については、今、現時点で明示はちょっといたしかねるという状況でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） 県は11月15日から17日にかけて、「平成24年度国の予算編成等に関する提言書」を携えて国の各省庁に要望に行っていますよね。

ここには、この要望書、（現物を示す）この冊子ですけど、6のところに川上ダムの建設事業の促進というのが載っております。川上ダムは伊賀地方のみならず流域自治体の悲願の事業ですから、同じ一刻も早いダムの完成を待ち望む立場からして、私も大いに国に対しては声を上げてほしいと思っております。

そこには、このように書かれております。「川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、また、利水の面においても地域にとって必要不可欠な施設であることから、速やかに検証を行い、平成27年度の完成工期を厳守されたい。」というふうなうたってござい

ます。

ところで、川上ダムは、検証は済んでいるんですか。

県土整備部長（北川貴志） 川上ダムも、今、検証中でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） 検証を済ませて国に上げるという仕組みがある中で、検証前でも要望なら上げられるということであれば、ぜひ鳥羽河内ダムも国に対して要望していただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

県土整備部長（北川貴志） 川上ダムの検証をする主体は国ですので、要望には、早く検証を済ませて事業着手、本体に着工してほしいという要望の内容でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） そうすると、部長がお願いしていることは、私が部長にお願いしたいということになるわけですね。

部長も第1回川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場幹事会において、このように発言されております。「ぜひこの検討を速やかに行っていただいて、早くダムを完成して、上流の治水安全度もぜひ上げていただきたいというのが私たちの意見でございます。この検討については、国全体の方針の中で決められたことですので、これはきっちり行っていただかなければいけないと思いますが、できるだけ速やかにということをお願いしたいと思います。」と。私もお願いしたいと思います。

これに続いて、政策部長代理もこのように発言されています。「一つは、やはりスケジュールでございます。この川上ダムにつきましては、当然皆さんご承知のように、流域委員会で多方面からの検証をしていただいたわけでございますので、速やかに検証をしていただきたい」と言っています。県土整備部長が退席されましたので、代理の総括室長が言っています。「ただ、最近の気象状況の変動からいくと、一刻も早く、遊水地だけは進んでいますけども、ダムはなかなか進まないというのは、三重県としてはなかなか受け入れがたく思っていますので、先ほど申されたように、スケジュールをしっ

かり示していただくということと、やっぱり完成期限をなるべく守っていただきたい。」とおっしゃっています。私も同じことを県土整備部長にお願いしたいと思います。

最後に知事にお聞きしたいんですけれども、今進んでいる、まだ進んでいないように見えますけれども、この進んでいる検証結果が出たら、その検証結果を尊重した上で速やかに行動を起こしていただけますでしょうか。

知事（鈴木英敬） 私も詳細は承知していませんが、検証結果を踏まえて速やかに行動ということで、今議員からの御指摘の速やかにということについては、検証結果のいかんというのがあると思いますけれども、速やかに行動するというについてはそのようにしたいと思います。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） よろしくお願いたします。

次に、2問目をお聞きします。海岸等に漂着するごみのことについてお聞きします。

鳥羽市の離島で開催されました先日のみえ現場d e県議会でも、この漂着ごみの件が複数の島民の声として届けられました。その際、出席されていた議員の皆さんから、その件については中村議員がしっかりやりますのでと私に話を振られたこともありますので、1問目に引き続き、地元の案件で質問をさせていただきます。

台風一過というと、皆さんはどういったイメージをお持ちでしょうか。一夜明けて雨戸をあけると真っ青に澄み渡る空、すがすがしい空気。一方、離島の台風一過というと、朝から大騒動です。木が倒れたり、ちぎれた木の枝が散乱していたり、どこかの看板やスレートの破片が道路に落ちていたり、ここまでは皆さんの地域と同じ光景かと思います。ただし、自分たちの仕事の基地である漁港やその周辺の漁場、海岸に大量の流木が押し寄せてくる光景が、最近はずっと増えてきたような気がいたします。

漁港においては、押し寄せるといっても漂着する浜がありませんから、流木やらアシやヨシ、その他のごみが港の中を埋め尽くすわけです。ちょうど

南極観測船が氷に閉じ込められているような様子を想像してみてください。

(パネルを示す)これがその写真です。平成16年の宮川で大きな災害があったときの翌日の鳥羽市答志島の桃取漁港です。

この写真は間伐材らしい流木が多く写っていますが、アシやヨシがすき間なく、草木がすき間なく埋まったときにはまるで陸地と見間違えるような感じになりまして、歩いて渡れそうな気がするほどです。

撤去をするにも作業をするための自分たちの漁船さえ動かさないわけでした、まさに手足を奪われた状態での人海戦術に頼らざるを得ないわけです。気温の高い日中の作業ということが多くあり、高齢者の多くが作業後に体調不良を訴えた年もあったと聞き及んでおります。

そういう私も、このごみのピークの状態は目にしたことはありません。なぜなら、港には定期船が入ってくるのがかなわないからです。

島の皆さんは文句を言う前に、まず総出で港を使えるように動きます。だれのせいや、かれのせいやと言ってみたところで、だれかが片づけに来てくれるわけではありません。ほうっておいたらほうっておいただけ船が出られない時間が延びる。作業が大変なのはもちろんですが、漁に出られないその間の収入にも影響はあります。

こんな話もあります。何度も被害に遭っている桃取の漁業者は、流木やごみの港への流入を少しでも食い止めようと涙ぐましい努力をしております。

大雨が降ってごみが寄せてきそうだと予想されると、宮川の河口に向けて船で走るんだそうです。そして、沖合に流木やらごみが漂流するのを見ると港の仲間に連絡をし、港ではそれを受けて、災害用のフェンス、これを港の入り口に張りめぐらせる。そんな自衛策をとっているんだそうです。

この写真ですけれども、(パネルを示す)川から、恐らく川からだと思わんですが、流れてきた流木は、こんな形で固まりになって漂流をしております、もう間もなく、これ、港へ入ろうとしているところで、後から後から順番待ちをしている漂流物があります。

私は、流木やごみが港を埋め尽くす様子を見たときにも驚きましたけれど

も、このオイルフェンスを張りめぐらす自助努力を被害者たちが黙々とやっているということに、ごみの量以上に私は心を打たれました。

そして、その後があります。

これが、（パネルを示す）その流れ出してくると言われている宮川の河口、左岸の様子です。正面が大湊で右側が宮川の上流に当たります。もしこのまま放置されると、また次の大雨で再び流れ出すおそれがあります。

国土交通省の管轄ということで、伊勢市内の宮川を管理する事務所に出向き早急な処理をお願いしたところ、地元からも要請があるということで、近いうちに撤去する予定だというふうに言っていました。

しかし、また驚いたんですけれども、話の中で伊勢湾口の離島では宮川から流れ出した流木等で大雨のたびごとにとても多くの被害が出ているんだということを担当者に話をしたんですけれども、この出先では全く認識されておらず初耳だということを知りまして、私はその場にへたり込んでしまいそうなぐらいがっかりをしました。

この人たちにしてこんなレベルなのかなと思いました。一たん川から出たらこんなものかな、一体県が今やっている調査はどこまで当てにできるのかなと。国と県、国は三重国道河川事務所ですけれども、一体連携などとしているのかいなとそのとき思いました。

鳥羽市の港の中でも、伊勢湾の内側に面していて最も被害の顕著な桃取港を紹介させていただきましたけれども、このように頻繁に漂着する海岸もあれば、また、風向きや潮の流れによりますけれども、量の多い少ないはありますが、鳥羽市の海岸にはほとんどこのように漂着物が散乱しております。

随分と自分の感想も込めましたけれども、このような現状に、担当部としてはどのようにお考えでしょうか。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰己清和） 海岸漂着物のことでございますが、これにつきましては、県としては平成21年度から22年度にかけて、県内の93海岸の概況調査、これを行うとともに、伊勢湾内の14海岸、それと21河川の詳細調

査を実施したところでございます。

その結果、議員御指摘のとおり、鳥羽市の答志島の奈佐の浜には、調査いたしますと、伊勢湾岸の平均の25倍の量が平常時でも集まってくるという実態をつかんでございます。

それで、先ほど写真で見せていただきましたように、豪雨時には流木による被害を受けやすく、漁業に与える影響が及んでおりますし、離島であることから回収した漂着物の処理も大きな負担となっているということを承知してございます。

それで、私どもの考えということなのですが、まず一つは森林問題だと思えます。豪雨時には山腹崩壊などに伴いまして、倒木とともに間伐材を流出するということがあることから、溪流沿い等の場所に伐採木や枝などを放置しないように、森林組合、あるいは林業事業者などに注意を促しておるところなのですが、今回の台風12号、紀伊半島大水害では、流木が河川にはんらんし、海岸へ漂着しているということから、河川への間伐材の流出状況等を調査して、間伐施業のあり方を改めて検討していくこととしてございまして、私といたしましても、災害に強い森づくりや、間伐材ができるだけ排出されないような方策をしっかりと考えていかなければならないというふうに思っております。

それと、災害時を除く平常時の漂着物対策と、海岸漂着物対策ということで、国のほうでも平成21年に海岸漂着物処理推進法というのができまして、これは既に施行されておるわけでございますが、県のほうで現在策定中の三重県海岸漂着物対策推進計画、これにおきましてその対策を検討しているところでございます。

こうしたごみの発生要因が、主に内陸部の小河川あるいは道路側溝等に捨てられたもの、こういう部分のところが進捗計画の方でございまして、大きな河川を経由して先ほどの写真のように流出してくるというようなことから、その対策は、発生源に近い身近な場所で、ごみの散乱防止や河川等の清掃が重要になってくるというふうに考えてございます。

推進計画をつくるに当たりましては、協議会という格好で、河川あるいは海岸の管理者、それから、そういう行政側と、市町、それからNPOの方々等も参画して、今、計画づくりを進めておるところでございます、国の国土交通省の関係者も参画いただいていますので、そういう部分については、担当者がどうか分かりませんが、皆さんここについては了知していただいているのではないかなというように思っております。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） 写真のほうを、たまたま漁業者を例にとって例示させてもらいましたけれども、部長は元観光局長でもございますので、観光面でもこのごみの問題は非常に大きな問題で影響があるかと思っておりますので、その辺にも私は期待をしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

先ほど説明にありました発生抑制ということについてですけれども、私も先ほど言われました海岸漂着物対策の地域ワークショップのほうに昨年からたまたま参加しております、それは最も末端の会議ですので大きな流れとしてはよく把握はしておりませんが、どうも1年やってきて、発生抑制の具体例のところに来たところで、これもまた委員会がストップしてきたような、スピードが落ちてきたような気がいたしますので、多分、大変なハードルというか、案件があって進みにくいのだと思いますけれども、きちりと進めていただきたいというふうに思っております。

それと、発生抑制については三重県だけで解決する問題では到底ありませんので、伊勢湾に面した愛知県、名古屋市、そして、河川を通じてかかわりのある岐阜県と一緒に進めていかないと、当然効果はないものと思っております。

けんかをする必要はないのですけれども、2県1市ともしっかり物を申してやっていただきたいと思っておりますけれども、その辺の決意のほどもお聞かせください。

環境森林部長（辰己清和） 広域的な部分で伊勢湾というのは3県1市が関

係してございまして、私ども、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」というのを県から呼びかけてやってあるわけでございますが、今年は54団体が出ていただいて、これが三重県だけではなくに3県1市で共同してやっておりますし、それから、また、3県1市で啓発用のパネルもつくりまして、三重県では各市町へ巡回展示をさせていただいています。

それから、今後でございますが、今年中にこういった実態を訴えるために、愛知県、岐阜県の方々にも知っていただきたいと、この実情を知っていただきたいということで、ちょうど計画もできてまいりますので、シンポジウムを名古屋市で開催して、ぜひその実情を皆さんに認識していただきたいと思っています。

それと、これが広域的な発生対策ということになりますと、やっぱり行政側も、国、国土交通省、それから環境省などの関係機関の協力も必要だというふうに考えておりました、伊勢湾再生推進会議というのが、3県1市と、それから国土交通省、環境省の関係機関で構成してございまして、この中で海岸漂着物の具体的な対策を検討協議する体制づくりというものをしっかりとつくっていただくように働きかけていきたいと、このように考えてございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） 以前は公害という加害者が1人で被害者が多数という構図があったかと思うんですけども、このごみの問題とか、加害者が自分も含めて多数、そして、被害者が少数という、こういう被害が多くなってきた社会に変わりつつあるというふうな話を聞いたことがあります。

まさしくこの漂着ごみの件が、加害者が多数で、生活者みんなが多数で、ですから、生活者みんなで責任を負うべき社会問題であるというふうに思います。

鳥羽市民がごみを捨てないかということそんなことはありませんでして、漁業者もまたしかりです。ですので、鳥羽の人もみんなごみの発生者なわけです、一方的に被害者だなどと言うつもりは全くありません。

くどいようですが、社会を構成するみんなが加害者であるという観点で発生抑制の施策を進めていただきますようお願いいたします。

以上でこの質問は終わります。

最後に離島架橋についてですが、具体的には答志島架橋についてでございます。

御承知のとおり、県内六つの有人離島の中で、人口、面積ともに最大の答志島であります。島内には答志町、和具浦、桃取町の三つの集落があり、鳥羽市人口の12%に当たる約2600人が暮らしております。

先日、答志島において、みえ現場de県議会を開催いただき、正副議長はじめ同僚議員の皆様にも足を運んでいただきました。

また、知事におかれましては選挙の折に訪れていただいております。この島の風光明媚な自然やタイムスリップしたかのような路地裏の風景、活気ある島民の姿など、魅力にあふれた島であるということは、皆さんよく御認識されていると思います。

先日のみえ現場de県議会では、島のよさを一層引き立てるすばらしい小春日和に恵まれたわけですが、島で365日生活をしている島民からすれば、しけなどにより一歩も島から動けないという日も年間を通じて数日あるわけです。

ですので、私は、あのみえ現場de県議会の日もできれば大しけで、辛うじて船が出るような天候で、先輩議員の皆様にもぜひ島民の苦労を体感していただければより一層島の皆さんの架橋建設に対する思いに寄り添っていただけたのではないかなと思った次第です。

そして、答志島架橋について質問させていただくに当たり、このことについて政治生命をかけたと言っても過言ではないくらい島民の熱い思いをこの議場で訴えていただいた答志島出身の故中村勝前県議に対し、哀悼の意を表したいと思っております。

平成22年6月14日の中村勝前県議の最後の一般質問では、このように発言をされております。「答志島架橋について、三重県民である答志島のほとん

どの住民が架橋に対する署名をし、地元市民、地元住民団体が架橋を熱望し、地元市議会が早期実現を求め、地元市長が積極的な発言をし、県議会が早期実現を求めているのに、知事だけがはっきりしないわけであります。」、途中を略します、「再度知事にその決断をいただく日が近いうちに私は来るだろうと、こんなふうに思っておりますけれども、私もいつまでも待てないんです。」、この言葉を残し、志半ばにして旅立たれました。

私は、この中村先輩の熱意と島民の切実な願いを胸に、改めて知事に御質問させていただきたいと思います。

さきの東日本大震災のときの津波の影響は、遠くこの答志島にも及んでおり、市営定期船、市営定期航路は3日間にわたって欠航となり、孤立してしまいました。

島内には当然大きなスーパーなどはなく、小さい食料品店の在庫は底をつきはじめ、本土では考えられない不安な日々を送ったと聞いております。

これは津波だけではなく、今年は台風2号、6号、12号、15号においても市営定期船は全日欠航となっており、食料の確保もさることながら、このようなときに救急患者が発生することも十分考えられます。

橋さえあれば、2600人の県民がこのような不安な日々を送ることもなく、救急搬送も円滑に行え、また、島の活魚、鮮魚の流通においても大きく活性化するものと考えます。

答志島架橋建設協議会をはじめとする地元団体、鳥羽市民が早期実現を熱望し、鳥羽市議会、三重県議会が全会一致で採択している答志島架橋の早期実現について、知事のお考えをお聞きします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 離島架橋についての御質問に答弁させていただきます。

離島架橋については、船舶に頼らない陸上交通を確保し、島の産業や生活圏の広域化を促すとともに、住民の命と生活を守るライフラインとしての役割を果たすものと認識しています。また、平成21年10月の県議会において離島架橋の早期実現に関する請願が採択されたことについて、さらには離島架

橋に対する島民の方々の熱い思いについても十分理解しております。

こうしたことから、離島架橋をはじめ、離島地域の振興策については、鳥羽市及び志摩市とともに既に架橋した地域の調査をするなど、架橋が地域に与える様々な効果や影響について検討を行っているところであります。

離島架橋の整備には、調査事例によりますと、地理的条件や工法によって幅がありますが、110億円から500億円程度の経費を要します。このため、厳しい財政状況の中、国の支援が必要不可欠であるとともに、離島及び離島以外の地域を含め、多くの県民の方々の理解を得ていく必要があると考えております。今後も引き続き、国の動向や他県の事例などの情報収集に努めるとともに、関係する両市との連携のもと、離島架橋に当たった課題などを整理し、取組方法等について検討を進めてまいります。

今年度は、下関、呉、そういうところに行きまして、住民の方々も対象としてヒアリング調査をして、プラスマイナスいろんな御意見があります、そういうような本当の生の声を聞きながら、現在いろいろ課題などを整理し、検討を進めているところであります。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

18番（中村欣一郎） 3月22日の知事のプログを紹介させていただきます。

答志島に行ったときの話ですけれども、「そんな中、やはり救急医療についての島民のみなさんの不安から、答志島架橋の設立を望む声が出ています。協議会を設立し、県に要望にいったら、『県民の総意を踏まえて判断する』と言われたそうです。この答え、『ん？』と思いませんか？離島の橋のこと、県民の総意を聞いたら、なんであそこだけと反対する人がいるに決まっているではないですか。ということはやらないということですよ。この対応により、大変県に対して失望されている方が多かったです。」と知事は述べられております。

この言葉に代表されるように、島民の方にもお話を聞いたんですけれども、この知事ならやってくれそうだと、この知事のうちに何とかせんと一生かからんという印象を持っている方が本当に随分おります。ぜひその声にこたえ

ていただくように私からもお願いをいたしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

副議長（中村進一） 29番 稲垣昭義議員。

〔29番 稲垣昭義議員登壇・拍手〕

29番（稲垣昭義） 新政みえ、四日市市選出の稲垣昭義です。

議長のお許しをいただき、一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。本日4番目ということで、どうぞよろしくおん願いをいたします。

鈴木知事と本会議場で議論させていただく機会が初めてということで、非常に楽しみにしておりました。どうぞよろしくおん願いをいたします。

最初に三重県の未来についてということで通告をさせていただきましたが、この通告は1年前に野呂知事と私がこの本会議場で議論をした通告と同じです。

野呂知事には当時、関西広域連合設立と統一地方選挙後の橋下知事を代表とする大阪維新の会の行動が地域主権改革や道州制を大きく前に進めるきっかけになるのではと感じていますが、知事の現状認識と受けとめ方をお答えくださいという質問と、中部圏、東海圏で広域連合をつくっていく必要性を強く感じています。知事の認識はいかがでしょうかという、大きく二つの質問をいたしました。

私は当時の質問の中で、情報発信力の強い大阪府の橋下知事の言動には注視をしていく必要があるのではと感じており、橋下知事が代表を務めるローカルパーティー、大阪維新の会の勢力が躍進をして、統一地方選挙後の大阪の政治情勢が大きく変わるといった感じを受けており、その大阪維新の会の政策で、府域を再編して大阪都をつくるということが書かれていることから、道州制推進論者で地域主権改革論者である橋下知事の政策が関西広域連合という組織を通じて強く反映される状況が生まれてくると感じていますというふうに述べさせていただいております。

4月の統一地方選挙の結果はもちろんですが、11月27日の大阪府知事、大阪市長のダブル選挙の結果を見れば、松井知事、橋下市長という大阪維新の

会のコンビが圧勝し、大きな変革が起こっていると見え、本県にとってもかなり大きな影響があるものと感じております。

私は、1年前にも申し上げましたが、国で行われている地域主権改革の議論はこれまで何度地方分権を議論しても総論賛成、各論反対で進まなかったように、国で決めるのには限界があると思っております。

恐らくこの地域主権改革を実現するのは、地方から強い信念を持った、情報発信力を持ったリーダーが出てきたときに大きく前に進むのではと考えており、この2011年11月27日は、もしかすると歴史的な一日になるかもしれないというふうに感じております。

当時の野呂知事は私との議論の中でこのように答弁をされております。「大阪都構想というような話が出ておりますけれども、大都市問題をどうやって解決していくのか、橋下知事の発想に私は一定の理解を持っておるところであります。しかしながら、この問題については、橋下さんという、いわば学者でない素人知事がこういった課題を1人で解決していくんだというのは少し横着なのではないかな。むしろ、それこそこういった課題を大阪府の皆さんとしっかり学者も入れて突き詰めていく、そういう議論の進め方というのが、私はいいのではないかと思います。私と橋下流というのでは全く違いますから、あれが華だというのなら、私はそんな華は無視やな、とこういうふうに思います。そういう意味では、私は一定の理解を示しながら、少し違うのではないかなということを思います。」このように、大阪都構想や当時の橋下知事に対して、一定の理解をするものの少し違うといった考えを示されております。

また、中部圏とか東海圏で広域連合をつくったらどうかということについて当時の野呂知事は、なぜこの広域連合が必要なのか考える必要があり、道州制への一里塚という考え方でとらえるならば議論が先走り過ぎであるとの考えを示されております。

何のために、どうして必要かを考え、この国のあり方、それぞれの国民がどういう生活ぶりをしていくのかといった国家像を具体的に描きながら、そ

のために道州制が必要なのかどうかということを議論しなければいけないと答弁をされております。

具体的には、観光行政は広域連携の必要性を示され、また、河川行政など国の出先機関の受け皿としては、事業主体としての広域連合の必要性について検討が要ると述べられております。ただ、河川行政に関しても、長良川水系と淀川水系を持つ本県の悩ましいところも述べられております。

中部圏は出先機関も非常に入り組んでいることから、事業主体になって広域連合でやらなければいけないことがあり得るのかどうか、項目ごとに、課題ごとに、もっと柔軟な連携組織をつくることもできるのではないかと、勉強しようということで、中部圏知事会で今後、事務当局がベースとなり、勉強していくことに決まりましたとも答弁されております。

以上、1年前の議論を御紹介いたしました、改めて鈴木知事にお尋ねをいたします。

まず、11月27日の大阪府知事選挙、大阪市長選挙の結果をどのように受けとめ、本県にどのような影響があるかと考えるか、お答えをください。また、大阪都構想という改革について、知事の所感をお聞かせください。

もう1点は、中部圏、東海圏での広域連合の必要性について、知事の考え方を示してください。

昨年、野呂知事が中部圏知事会で事務局レベルでの勉強を進めていくといったことを答弁されておりますが、その後議論の進展があるようでしたらそのことも含めて、御答弁をよろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 稲垣議員から2点御質問いただきました。

まず、大阪の関係でありますけれども、11月27日に行われました大阪市長選挙の結果については、大阪市民の方々が、橋下氏のこれまでの改革の実績、そういうものを評価したということ、それから、現状の閉塞感、こういうのを打破してほしいと、そういう期待のあらわれではないかなというふうに思っております。

大阪都構想については、特別自治区の話もされておられますけれども、住民に身近な統治機構というものをどういうふうにしていくのか、あるいは大都市というものはどういうふう形成されていくのか、どういう機能を果たさなければならないのかということについて議論をするという意味では一定の評価を私もしておりますけれども、なぜやるのか、それによって住民の生活はどう変わるのかということについてまだ明らかにされていませんので、今後具体的な議論について注視をしていきたいと考えております。

一方で、そういう構想が契機となって、先ほど申し上げました住民に身近な統治機構の実現、あるいは二重行政の排除、こういうものを議論されるということは大いに賛同したいというふう考えております。

それから、三重県への影響ということですが、にわかに、直ちに何か直接的影響があるということはなかなか想像しがたいですけれども、間接的にはということでありまして、橋下市長が恐らく、今回大阪市役所を対象に、かなり大胆な行政改革を行われると思います。

そういう意味では、今まで国民の皆さんとかに明らかになっていなかった行政の現状とかそういうものが明らかになってくることによって、じゃ、うちの県ではどうなんだろうかと、じゃ、うちの市ではどうなんだろうかと、ということで、新たに行政改革の議論などが盛り上がってくるというようなこと、あるいは権限移譲、あるいは教育行政のあり方、府県制度、こういうものについても同様に、いろいろ議論が、じゃ、うちの地域ではどうなんだろうかと、うちの県ではどうなんだろうかと、という議論がなされてくる、そういう影響はあるのではないかなというふう考えております。

いずれにしましても、三重県は三重県の実情というのももちろんありますし、それぞれの経緯がありますので、状況をよく注視しながら、しかし、三重県も改革から遅れることなく、しっかりと進めていく必要があると考えております。

そして、2点目の広域連合の関係でありますけれども、今、稲垣議員からもありましたように、中部圏知事会議、あるいは東海三県一市連絡協議会、

そういうもので、中部圏の中では広域連合で連携をさせていただいております。

御紹介のあった中で、関西広域連合ですけれども、国の出先機関改革に伴う受け皿組織ということで、いろいろ検討が行われています。一方で、関西広域連合も道州制ということでは同床異夢のところがありまして、橋下当時知事、前知事は道州制とほぼ同じで広域連合をやりたいというようにおっしゃっておられましたが、具体的には名前をお挙げしませんが、2人ぐらいの知事の方は道州制は反対、明確に反対で、でも出先機関の受け皿として広域連合を持つという認識の方もおられますので、道州制とは必ずしも一致するものではないのかなというふうに思っています。

それから、中部圏知事会議において、先ほど稲垣議員も触れていただいた事務レベルの研究でありますけれども、本年1月から検討を行った結果、国の出先機関の事務権限の約97%は、各県の広域調整を図ることにより、既存の県、単独の県での受け入れが可能であるという結果となりました。

ただ、麻薬捜査とかそういうもの、極めて専門性が高いものとか権限に難しいものとかは広域あるいは国でやる必要があるけれども、多くは、97%は単独の県でやれるという検討結果が出ました。

特に私としましては、ハローワークについては県の雇用政策を進める上で必須でありますので、一刻も早く県へ移譲していただきたい。国も誠実に対応と言っていたのでありますから、先日総理も知事会で出先機関の法律を次期通常国会に出すとおっしゃっていたので、ぜひともハローワークを盛り込んでいただいて、三重県のほうにぜひ移譲していただきたい、そのように考えております。

一方で、広域連合以外の広域連携ということでありますけれども、これについては、大都市制度とか国の出先機関の改革の検討と関係なく重要である部分は重要でありますので、防災、医療、観光、あるいは経済、こういうもので他府県と連携して取り組むことが県民の皆さんにとって効果的な分野については、中部あるいは近畿の両圏域における広域連携の取組を積極的に推

進んでいきたいというふうに考えております。

先ほど道州制についての考え方などに議員も触れていただいておりますので、簡単に少し道州制の私の考え方を申し上げますが、今、たくさんの経済などの面で海外の方々と接する中で、広域的に、経済で一つの県だけできなかな戦っていくというのは難しい部分もあるとは認識しつつも、そもそも道州制というものは、一極集中というもの、東京一極集中や中央集権というものを回避するために行われるものであって、現在のまま、例えば中部圏や東海に道州制が導入された場合、名古屋一極集中という懸念も大きくあります。それであれば一極集中を回避するための道州制というのは本末転倒になってしまうと思いますので、まずは権限や財源や人材の移譲というものが進んだ後に、そして、自立していける地方自治の基盤ができた後に、道州制というふうに考えていくということが、三重県の立場からすれば必要なプロセスなのかなというふうに考えております。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

29番（稲垣昭義） 今、いろいろお答えをいただきまして、中部の知事会のほうで事務レベルで調査をいただいた結果、国の出先機関の97%が単独の県でも受けられるというのを非常に興味深く聞かせていただきまして、そういう資料を事務レベルで出した後、それを行動に起こすのはやっぱり政治の役割やというふうに思っていて、ぜひそこのところを、調査結果の検証ももちろんしていただきながら、具体的な行動は、ぜひこれは知事の役割として、これから起こしていただきたいなと思いますし、特にそう思った中で先ほど知事の道州制に対する考え方を聞かせていただいて、一極集中を回避するための道州制ということ言えば、例えばこちらの中部地域で考えたときに名古屋への一極集中という問題があるということ、なるほどそうやなというのを私も思わせていただきまして、それであるなら、例えば今回のこの調査結果も踏まえて、名古屋市や愛知県は今ちょっと、どちらかという、言葉が妥当かどうかわかりませんが、ポピュリズムに走って、何か将来を見た政策ができているように私は思えませんので、むしろ三重県の鈴木知事から

働きかけをして、新しい受け皿としてのあり方というか、地域のあり方というのを模索する枠組みを政治のレベルでつくっていくという動きをされてはどうかというふうにも思いましたが、もし知事のお考えがあればお聞かせをください。

知事（鈴木英敬） 大村知事や河村市長がポピュリズムかどうかはちょっとなかなか言及しにくいところではありますが、そういう議論を深めていくというのは大切なことでありますのでやりたいと思いますが、一方で私が特に感じているのは、特にこの中部圏という意味では、近畿圏もそうですけれども、行政や、あるいは政治だけでそういう行政機構とか広域のあり方というものを議論するのではなくて、経済界の人たちとか、そういった人も一緒になって、結局はそこで経済などを含めた効果というのがもともとねらいであるとするならば、そういう経済界の人たちとかも含めた中で議論していく、少し新しい形の検討をしていく必要があるのかなとは感じています。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

29番（稲垣昭義） まさにおっしゃるとおりで、野呂知事が当時言っていた学者の方も入っていただき、そして、経済界という意味ではむしろ、関西もそうですけど、この中部地域も経済界のほうが道州制については結構積極的で、そんな提言も既にまとめておって、そこへ知事がどういうふうな形でまた働きかけをしていただくかというようなことも求められるのかなというふうに思っていますので、大阪からの影響については、今、直接的には知事も何とも言えないけれども、間接的にはあるんだろうということを言われたので、今後のことを考えますと、知事が特に中部圏においてはリーダーシップを発揮していただいて取組をしていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

次に、石油コンビナートの防災対策についてお伺いをいたします。

3月11日の東日本大震災は私たち日本人にとって忘れることができない悲しみであり、衝撃的な出来事でした。

私は5月に石巻市と女川町にボランティアとしてお伺いしましたが、この

体験は、生涯忘れることはありません。

私たちは多くのことを学び、東海・東南海・南海地震に備え、防災対策、津波対策をさらに強化していかなければいけません。

今日は、東日本大震災や台風12号を経験して、様々な防災対策の取組について議論をしたいところではありますが、限られた時間ですので、石油コンビナートの防災対策に絞って議論をさせていただきたいと思います。

3月11日にテレビで被災地の様子を見ながら津波のエネルギーに強い衝撃を受けましたが、中でも仙台のコンビナート火災や千葉県市原市のコンビナートが燃え続ける様子を見て、私の住む四日市コンビナートの映像と重なり、体じゅうが震えました。市原市のコンビナートは11日間にわたって燃え続けました。

県では、これまで毎年、この赤い冊子で、(冊子を示す)三重県石油コンビナート等防災計画を改定いただいておりますし、いざというときの備えをこの中で記載いただいております。

また、東日本大震災以降、独自の津波浸水調査を新たに発表いただき、あるいは四日市のコンビナート事業者37社に対して地震・津波対策の状況調査も実施をこれまでいただいております。

10月19日には、四日市コンビナート事業者の皆さんと関係行政機関が一堂に会し、懇談会が行われたと聞いております。この懇談会では、コンビナートの津波対策や地震対策、液状化対策などに対して、様々な意見が出されたと聞いております。

まず、お伺いしますのは、これらの調査や懇談会を踏まえて、コンビナートの防災対策に関して、本県としてこれまでの取組に加えて新たに取り組む必要があるポイントが何であるのか、まずお答えをください。

また、国の中央防災会議の被害想定の見直しを待つ必要があるのかもわかりませんが、今後コンビナート防災計画の改定をどのようなスケジュールで進めていく予定かもあわせてお答えをください。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

防災危機管理部長（大林 清） 御質問いただきましたこれからのコンビナート対策、防災対策についてでございますけれども、まずは、3月11日、大震災が発災した直後には、県といたしまして、高圧ガス保安法に基づく耐震設計が義務づけられている施設を有するコンビナート企業に対しまして、緊急の施設点検を指示したところでございます。

また、被害状況が明らかになってきた8月から9月にかけて、県内コンビナート企業の地震・津波対策の実態調査を、先ほど議員のほうからも御指摘いただきましたように実施したところでございます。

その結果、高圧ガス施設及び危険物施設とも、現行の法令基準を満たしていることを確認しております。しかしながら、一方で、今回の大震災による被害の主な原因となりました津波については、多くの事業所で対策がとられていないということが明らかになりました。

具体的には、津波警報発令時のプラント停止判断基準がそれぞれの事業所においてないということ、あるいは、タンクローリーなどの出入り車両、あるいは屋外保管物の漂流対策が講じられていないというようなこと、それと、非常時の通信手段の確保が十分でないことなどであります。また、敷地内の通路の液状化に対する対策といったことも課題として明らかになったところでございます。

このため、議員のほうからもお話しいただきました10月19日に、四日市臨海地区のコンビナート事業者、四日市市等との意見交換のための懇談会を開催させていただいて、県として調査をしました津波浸水予測調査の概要を説明させていただくとともに、先ほどの実態調査の結果について報告をし、明らかになった課題について、可能なものから早期に取組をお願いしたところでございます。

今後、県といたしましては、本年10月に策定しました緊急地震対策行動計画に基づきまして、石油コンビナート等防災計画について、関係機関、関係事業者と協議をしながら、見直しを進めていきたいというふうに思っております。

見直しに当たりましては、やはり企業にとって、早く事業を続けていっていただくとか、もう一つは安全を確保すると、そういうことが大事だと考えておきまして、コンビナート施設の保安の確保に関する事、それと、もう一つは、従業員及び地域住民の安全を確保するという二つの視点から、特に今回の調査で明らかになりました遅れている津波対策に重点を置いて、課題解決に向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

具体的には、年度内に予定をされております国の、いろんな対策検討会議等ありますので、その提言でありますとか、10月の先ほどの懇談会で示した課題について、事業者の協議を継続するとともに、各事業所の地震対応マニュアルについて津波対策を考慮したものにするようななどの見直しを促してまいりたいというふうに思っております。

もう一つ、国が予定しております東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合の被害想定の見直し等も予定をされております。それを踏まえまして、県としましては、コンビナート地域の被害想定の見直し、いわゆる防災アセスメントでございますけれども、それを実施した上で、事業者、四日市市などの関係者との意見交換も踏まえながら、石油コンビナート等防災計画の見直しを図っていききたいというふうに考えておきまして、大きく被害想定を前提にしますので、国の被害想定との動向と合わせながら、しっかりとスケジュールをとっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

29番（稲垣昭義） 具体的な見直しのスケジュールについては当然国の動向も見ながらというのでわかりますが、（冊子を示す）この防災計画のやつも、私も毎回、これ、送っていただいておって、そんなにじっくり読んだことは、正直恥ずかしがらなかったんですが、今回3月11日以降読ませていただいて、確かに、今、部長が答弁されたように、津波のところは本当に七、八行書いてあるぐらいですね、津波対策は。しかも、そこを読むと、「津波到達までに90分以上あるため、適切に対応すれば被害影響は少ない。」と書いて

あると、それはコンビナートの事業者も、その体制が遅れていると言われても、それはそうだろうなというふうに思います。

ということも含めて、しっかりまたこれも見直していただく中で、今のこの見直しのポイントの中で幾つかちょっとまた御質問もさせていただきたいんですが、まず、ソフト面というか、2点なんですけれども、四日市のコンビナートといっても結構幅が広くて、塩浜地区とか、あるいは旧港のあたりというところは本当に住居と密接しておって、住民の方からも非常に大きな不安とか、関心も高まっておる現状があります。

そんな中、先ほど、今、見直しのポイントで、従業員とか地域住民ということも言われましたが、どの程度地域の方との連携をしっかりとりながら見直していただけるのか、そのことはどういうふうに考えておられるのかというのが1点と、もう1点は、霞のエリアは島になっていまして、その霞のコンビナートのエリアには大体1万人以上の方が昼間ですと働いておられます。いざ地震が起こって、液状化の問題もあります、津波が来るといふときになったときに、その1万人以上の方をどのように避難させるのかと、これ、具体的に、本当に非常に大きな課題だということがこの間の懇談会でも挙がっているというふうに聞いておるんですが、このことについての考え方というのがあれば。

ちょっとこの2点、まずお聞かせをください。

防災危機管理部長（大林 清） 御指摘のように、四日市の石油コンビナートはその立地条件から、霞地区、午起地区、それから塩浜地区と分かれておりまして、今回の津波浸水予測調査でも大体防潮施設がない場合には2メートルぐらいの津波が来るといふ形でシミュレーションしておるところでございまして、それぞれの地区の特性に応じた対策を講じていかなければいけないというふうには考えております。

特に塩浜・午起地区につきましては、民家が近接しておるということで、万が一災害等が発生した場合にはその事業所外にやっぱり大きな影響が及ぶというふうにご考慮しておりまして、速やかに避難をして、人的被害を最小限に

抑えていく必要があるというふうに考えております。

そのためにはやはり地域住民の方への迅速な情報提供が不可欠なのかなというふうに思っております。現在におきましてそれぞれの事業者は、トラブルが発生したときでありますとか、平時においても地域住民の方々のいろんな意見交換をしていただいておりますけれども、県としましては、地域住民と連携した避難訓練とか、情報提供訓練とか、そういったものをしていただくように、一層のコミュニケーションを図っていただくように事業者には働きかけていきたいなというふうに思っております。

また、霞地区のほうは、住家からは逆に離れておりますけれども、御指摘のように大変たくさんの仕事をされている方がいらっしゃいますので、そうしたときに、やはり津波が発生した場合に避難をどうするかということが大変大きな課題だというふうにも認識しておりますので、県といたしましては、事業者向けの研修会でありますとか、コンビナート事業者で構成する協議会を通じまして、場所の確保でありますとか、工事関係者を含めた避難訓練を実施するように、まず事業者の方をお願いをしていきたいというふうに思っております。

そうした上で、地元の四日市市とともに、地域住民の方々とコンビナート事業者、行政が緊密に連携しながら防災対策を進めていきたいというふうに思っております。いろんな場面場面で意見をいただきながら、県、市、共同しながら取組をまとめていきたいなというふうに考えております。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

29番（稲垣昭義） 四日市市の役割もかなり大きいとは思っていますので、市ともしっかり連携をとりながら、特に霞のあたり、それから、住居と密接している塩浜のあたりの対策というのも、意見交換をしっかりと進めていただきたいと思っています。

今、ソフト面のお伺いをしました。もう1点、私も気になっておることがあって、津波対策が各事業者ごとで遅れているということで、先日も新聞記事にもなったんですが、津波対策をやろうと思うとやっぱり各企業の設備投

資をいただかなあかんということで、お金がなかなかかかるから進まないんだというような新聞記事も見たことがあったんですが、例えば県としてこれからこの計画の中に入れ込んでいくにしても、事業者も率先して自らそういった投資をしていただけるという中で、県として、例えばそういうハード面の設備をしていくのに、補助を独自で考えていくとか、支援の政策を考えていくとか、そういった検討はしておられるのかどうか、そのあたりもちょっと1点、お尋ねさせてください。

防災危機管理部長（大林 清） いろんな設備投資が要するというふうには思いますけれども、現時点で県としてどういう形で支援をしていくのかということについて具体的に検討を進めているところでは、まだございません。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

29番（稲垣昭義） これから改定していく中で、具体的に事業者の役割というか、お願いすることというのは当然出てきて、事業者も県から言われるまでもなく自ら率先してやっていただけたところも当然あるかと思しますので、それに対しては任せ切りというのではなくて、ぜひ県としてもできる役割をまた果たしていただきたいというふうに思いますので、ぜひ御検討もお願いしたいと思っています。

最後に、この項目で1点、そういったことの意味疎通をしっかりと図っていただくという意味でも、10月19日にコンビナートの事業者の皆さんと関係行政機関の皆さんが一堂に会した会議というのをやっていただきましたが、例えばこういうのを定期的を開いていただきながら意思疎通をして、それぞれの課題を把握して、こういういざというときに備えるというふうにしていただければなと思いますが、そういった、この1回きりに終わらずに定期的に行っていたらなと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

防災危機管理部長（大林 清） 19日の会議のとき、知事のほうからも継続してという発言をいただいておりますし、私たちも、今、課題を提示した中で、それをどうしていくんだということについて、事務レベルも含めて継続的な協議の場をちゃんとしていきたいというふうに思っております。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

29番（稲垣昭義） ぜび、よろしくお願ひいたします。

いずれにしても、いざというときに人の命をどのように守るかということでは、当然従業員もそうですけれども、地域の住民の方という部分でしっかりとした対応をできるだけお願ひしたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、3点目の項目に行かせていただきますが、新エネルギービジョンの策定についてお伺いをいたします。

新エネルギービジョンは本年3月に中間案が県議会に示されましたが、東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く状況変化や鈴木知事が誕生したことなどにもより、現在、今年度中の策定に向けて、時間をかけながらバージョンアップを図っていただいていると聞いております。

6月の三谷議員の一般質問の中で、知事のクリーンエネルギーバレー構想について、太陽光や風力などのいわゆるクリーンエネルギー産業の集積を目指すのか、それとも、クリーンエネルギーという切り口で今までとはまた違う新しい展開、新しい産業振興、地域振興を目指すのかといった質問がありました。

これに対して知事は、クリーンエネルギー関連産業のさらなる集積を目指しますと答弁され、加えて、エネルギー安全保障の観点から安全な自立分散型のエネルギー源を確保することも必要であると考え、クリーンエネルギー産業の集積だけでなく、太陽光発電、メガソーラー的なものを位置的に集積するかどうかも考えていきたいというふうに答弁をされております。

10月24日に開かれました第5回三重県新エネルギービジョン策定懇話会で新エネルギービジョンの中間案改定の素案というのが示され、その中で大きなポイントは、新エネルギーの導入を一層加速させるため、選択と集中の観点から重点プロジェクトが示されたことだと思います。

この重点プロジェクトは3項目から成り、一つ目は、日照条件に恵まれている本県の地域特性を生かしたメガソーラー事業の誘致を図り、地域貢献策

や地域活性化策と連携した取組につなげるとのことです。

二つ目は、県土の3分の2を占める森林にある資源で、潜在的な利用可能性はあるが収集・運搬コストがかかるため利用されてこなかった木質バイオマスエネルギーとして有効活用し、地域産業の活性化につなげるとのことです。

三つ目は、エネルギー施策と連動させ、新エネルギーの推進を加速させるため、県内産業のポテンシャルを生かした研究開発を進め、環境・エネルギー関連産業の集積を目指すクリーンエネルギーバレー構想を推進することです。

メガソーラーの導入促進、木質バイオマスエネルギー利用の促進、環境エネルギー関連産業の集積という三つの重点プログラムに私は非常に興味を持っておりますが、例えば、三谷議員との質疑の中で知事が答弁されている位置的な集積といったことなど、今年度末の新エネルギービジョン策定時にはどこまで具体的にこの重点プログラムを落とし込んで発表される予定かをお聞かせください。

また、本県ではかつて、ごみが燃料となり、発電をし、利益を生むという夢のような発電事業であるRDF発電事業に取り組みました。その結果、不幸な事故を起こし、その後赤字体質を脱却することができず、後世に大きなツケを回した県政の大きな負の遺産となっております。

私は、今回新エネルギービジョンに重点プログラムとして掲げられているメガソーラー発電事業について、積極的に推進すべきだという立場ですが、木質バイオマス発電事業については若干心配をしております。

私たちがRDF発電事業の失敗から学んだ、確かな技術に裏打ちされた安全性と先を見越した収益の安定性をしっかりと見きわめて取り組むことが必要であるということ、肝に銘じて事業を推進する必要があると考えます。

メガソーラー発電事業や木質バイオマス発電事業の推進について、こういったRDF発電事業の教訓を生かすという視点からの課題認識を持たれているのかどうかあわせてお答えをください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 新エネルギービジョンについてでありますけれども、東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く状況変化を勘案した上で、エネルギーの需給の動向や現在県に求められているエネルギー政策の方向などを盛り込み、3月にお示しした中間案を全面的に書きかえ、さらに発展させる形で、今年度中をめどに取りまとめているところであります。

新エネルギービジョンの中では、本県の強みである日照条件がよいこと、あるいは県土の3分の2が森林である、そういうことを生かして、まず、東日本大震災で脆弱性があらわになった大規模集中型のエネルギー供給から脱却するため、自立分散型の地域エネルギーの創出を目指すメガソーラー事業の取組や、地域エネルギーの創出のみならず、林業の振興という面で大きな意味を持つ木質バイオマス利用への取組、さらに、これらのエネルギー施策と連動させ、成長分野として期待が大きい環境・エネルギー関連産業のさらなる集積を目指すクリーンエネルギーバレー構想の推進など、今申し上げたもののほかに、あとは、スマートコミュニティ、洋上風力、メタンハイドレート、こういうものの調査研究とか、そういうのも、具体的なものも含めて、重点プロジェクトとしてしっかりと盛り込んで策定していきたいと考えています。

特に、大規模な太陽光発電施設であるメガソーラーは、新エネルギーの導入拡大に向けて、有力な発電形態の一つと考えています。

このメガソーラー事業の取組については、産学官で具体的な中身を検討するための協議会の設置や、事業者の地域貢献策のあり方、県民の参画方法、県の果たす役割など、取組の方向や仕組みをできるだけ具体的に記述していきます。

ここはまさに、先ほど稲垣議員からもあったように収益性ということで、行政の論理だけじゃなくて、ビジネスをやられる方々がもうかるにおいがするということですか、収益を上げられるというふうに思えるようなものにしていくために、今申し上げたような産学官の協議会みたいなものも設置してい

きたいと考えています。

そして、木質バイオマスの件でありますけれども、これを普及させていくには、先ほども御指摘いただきましたが、原料となる未利用間伐材の低コストで安定的な確保、発電時に発生する熱をあわせて有効利用するなどの採算面や、先ほど御指摘いただきましたように火災防止などの安全面に配慮した上で、地域の特性を生かした取組が必要となります。

そして、もう少し先ほどの収益面ということについて申し上げたいと思うのと、それから、位置的なことについて申し上げたいと思うんですが、実は今、たくさんの事業者の方々から引き合いや接触があります。

その中でよく言われるのが、来年7月施行の国の再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度、これの買い取り価格や買い取り期間が決まっていないので、事業の収益性が不透明であるということで、この新エネルギービジョンを策定し切るときに、発電事業者の皆さんの参画の意向というのが明確になりにくいと、そういう課題が実はあります。

そういう意味で、どこまで具体的な候補地とか位置的なことをお示しできるか難しいところでありますけれども、最終案に向けて、できるだけ具体的な内容を盛り込めるように努力していきたいと考えております。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

29番（稲垣昭義） できるだけ具体的なところもというところで答えをいただきまして、国の7月の固定価格買い取りの期間や価格が決まらないと確かに収益性はというお話もいただきました。

そういう中、メガソーラー発電事業については、皆さん御存じのようにソフトバンクの孫正義社長が呼びかけて、本県も含めた35府県が参加をし、自然エネルギー協議会が発足されたことが大きく報道されたことで広く周知をされました。

一方、電力会社の取組も活発で、中部電力は本年1月に、長野県飯田市に出力1000キロワットのメガソーラーいいだの営業運転を開始し、11月には愛知県武豊市にて、出力7500キロワットのメガソーラーたけとよの営業運転を

開始しました。また、2014年には出力8000キロワットのメガソーラーしみずを、静岡県清水市に建設予定であります。

このような取組が進んでいる状況を見ると、本県としても、先ほど産学官で協議会をつくってというお話もいただきましたが、ぜひ積極的にスピード感を持って事業展開をしていていただくべきかなというふうに思います。

そこで、提案も含めてもう一度改めて具体的な質問をさせていただきますが、まずは、先ほど位置的なことについてはまた検討しますということでありましたけれども、改めてお尋ねをしますが、本県が所有する木曾岬干拓地について、これまでも県議会でメガソーラー発電事業に取り組んではどうかとの議論がありました。

私も、都市近郊農業地帯として整備をされた経緯はあるものの、木曾岬干拓地のポテンシャルの高さを考えると、ぜひメガソーラー発電事業を行い、様々な産業を関連誘致し、知事の言うところのクリーンエネルギーバレー構想の拠点としていくべきではないかなというふうに考えます。

知事も自ら木曾岬干拓地を視察され、メガソーラー発電事業としての利用に関して非常に前向きであるといった印象を受けてはおりますが、本県として具体的な検討は進んでいるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

そして、もう1点私が提案したいのは、最終処分場の有効活用であります。

11月17日の毎日新聞に、名古屋港の遊休地で大規模な市民参加型メガソーラーといった記事がありました。

この計画地は現在産業廃棄物の埋立処分場ではありますが、個人からの出資を募り、約50億円の事業規模で、出力約1万2000キロワットのメガソーラーを建設するという計画です。

本県において、例えば県の小山最終処分場は平成18年に廃棄物の埋立処分を終了しており、現在その近くには、財団法人三重県環境保全事業団が新小山最終処分場を建設中です。また、その近くには四日市市の南部埋立処分場があるという立地状況であります。

私は、ぜひこの小山最終処分場において、廃止手続きがこれからであるため

に幾つかの課題があるとは思いますが、知恵を出し合ってその課題を解決して、メガソーラー発電事業を行ってはどうかというふうに考えます。

名古屋港の廃棄物埋立処分場のように、廃棄物の最終処分場といったどちらかという負のイメージから、新エネルギー事業の正のイメージへ転換を図るチャンスではというふうに考えます。

知事は11月23日に、四日市市の大矢知・平津事案の産業廃棄物不法投棄事案について現地にお越しいただき、地元自治会との実施協定書の締結をいただきました。

平成16年に全国最大規模の不法投棄事案であることが判明し、野呂県政からの大きな課題であったこの問題について、未来に向けて一定の方向を示していただきました。

その締結式にて知事は、負の遺産から、跡地利用を含めて正の遺産に転換したいといったごあいさつをされておられました。

大矢知・平津事案について、知事の言われるとおり、私もぜひ、正の遺産に転ずることができる跡地利用を一緒に考えさせていただきたいというふうに思いますが、小山最終処分場についてもぜひ、正の遺産に転じる土地利用として地元からも強い要望があるメガソーラー発電事業を行っていただきたいと考えますが、御所見をお聞かせください。

知事（鈴木英敬） メガソーラーの誘致について、木曾岬干拓地、それから旧小山処分場についての御提案をいただきました。

まず、木曾岬干拓地については、現在多角的に調査検討を行っているところであります。実際メガソーラーを設置しようと思いますと、特別高圧線から非常に距離が遠く、収益性、設備投資に相当お金がかかるので、収益性にマイナスなのではないかとか、あるいは、これまでの売買契約による東海農政局との協議、それから、メガソーラー事業全般そうなんですけれども、中途半端にパネルだけ置くだけでは雇用も生みませんので、それは、地元の皆さんの御意向、やっぱり雇用が生まれて経済が活性化してほしいということ、を常々木曾岬町の皆さんも言うておられますから、そういうこととの関係、

様々な課題がありますので、今現在多角的に調査検討、いろんな非公式な協議を行っているところでありますけれども、引き続きその実現の可能性について探っていきたいと考えております。

特に私自身も、今、議員も触れていただきましたが、7月30日に木曾岬干拓地に参りました。非常に風景の違和感というのを感じました。海に向かって左側は名古屋港の非常に活気のある姿、右側はナガシマスパーランドの非常にまた元気な活気のある姿、ここだけが草むらに囲まれて何も無い地が広大にあると、非常にそういう風景に違和感を感じたところでありまして、いろんな時代の変遷も踏まえて、新たな一步を踏み出す、そういう時代に来ているのではないかというふうに痛感しておりますので、しっかりと検討していきたいというふうに思っております。

そして、旧小山処分場については、先ほど議員からも御指摘がありましたように、完全な廃止という、その前でありますので、幾つかの課題がありますので、候補地の一つとして、中長期的な視点から様々な可能性について考えていきたいと、そのように考えております。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

29番（稲垣昭義） 木曾岬についてはいろんな多角的に検討いただいておりますというお話でしたが、小山についてはさらっとお答えをいただきましたので、小山についてもぜひ御検討もいただきたいなと思っておりますが、事業の収益をこれから考えていく中で、先ほど紹介させていただいた、新聞記事で恐縮なんですけど、市民参加型のメガソーラーというのを、非常に私、興味を持っています、もう少し私も調べてみたいと思うんですが、11月の新聞記事でしたので、東海地区で初の市民参加型メガソーラーということで、名古屋港では豊田通商とNTTグループというふうに新聞には書いてあります。

それから、愛知県の田原市は東芝と三井化学が出力5万キロワットということで、これは国内最大規模というふうにも言われていますし、東海の地域、周りを見ても、愛知、静岡ですけれども、積極的にこういう具体的な計画が、今、上がってきております。

早ければいいというものではないかも知れませんが、ちゃんと国の動向とかも見ながら慎重に検討していく必要は当然あるかと思いますけれども、ある程度三重県としても具体的な方向性というのはやっぱり考えていただきたいなというふうに思っています、ぜひともそんな取組を期待したいのと、あと、これも新聞記事で、たまたまおとといの新聞を見ておったら、恐縮なんですけど、これも毎日新聞なんですけど、独自の発電所検討ということで、河村市長が、名古屋電力株式会社をつくり、安心して安価な電力を提供したいというようなことを議会で答弁されておるようで、名古屋市はこういう方向にするのかなというのをこの新聞では印象を受けましたが、1点だけ確認をさせてもらいたいんですけど、これからそういうメガソーラーなりの新たな取組をしていく中で、県がやるという発想なのか、あるいは民間の事業者の方にやっていただく発想なのか、どういうやり方を、例えば民間でやっていただくなら、先ほどの豊田通商とNTTグループの例のように市民も参加してもらうような市民参加型のやり方をやっていくのか、そのあたりについての知事の例えば考え方が今の段階であるようでしたらお答えください。

知事（鈴木英敬） まさに議員から御指摘がありましたように、市民参加型のやつは一つのおもしろい事例だなと思っています、長野県の飯田市にもあるんですけども、実は私が就任しての6月の議会でお認めいただいた補正予算の中に、クリーンエネルギーバレーの関係で調査費をお認めいただきました。それで、長野県の飯田市にも、現地調査、ベンチマーク調査にも行っております。

また、それを先導的につくられた、最近よくテレビでも出ていただいていますけれども、環境エネルギー研究所の飯田哲也さん、彼にも実はこの新エネルギービジョンのアドバイザーみたいな形になっていただいております、御意見を深くいただいているところであります。

ですので、そういうのは一つのオプションだなと思っています。

また、官、行政で、県で事業者としてやるというのは、あらゆるオプションは捨てるべきではないと思いますが、基本的には余りないのかなと思って

いまして、宮崎県とかがやったように、土地を貸し、公募して一定の支援などをした事業というのが現実的なのかなというふうには考えていますが、県自らがメガソーラーについて発電事業というのは余り現実的ではないのかなというふうに思っています。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

29番（稲垣昭義） いろいろ具体的に調査もいただく中で考えていただいておって、先ほども言いましたように早いのがいいとは思いませんので、しっかり具体的に落とし込んだ形で、冒頭申し上げたように、RDFの事案が本県にとってはやっぱり記憶に非常に残っており、これはやっぱり課題として我々が認識しなければいけないことだと思っておりますので、その反省もしっかりと生かしながらの取組をしていただきたいなと思っておりますが、いずれにしてもこの新エネルギーの取組については知事も非常に思いの入っており、そこだろうと思っておりますので、ぜひこれからのあれに期待をしていきたいなというふうに思っております。

先ほどのメガソーラー発電事業を進めていくという議論の中で知事のほうからも木曾岬のところで送電のところにお金がかかるんだとか課題があるという話もされましたし、あるいは、よく聞くのが、送電とか蓄電が大きな課題になるというようなことを聞いておりまして、先日、私、四日市市の高度部材イノベーションセンター、通称AMICですけれども、そこを視察させていただいたときに、シート型のポリマーリチウム二次電池の開発というのを見させていただきました。電池の研究者がこのAMICに集結をして、世界最先端の蓄電技術がここで研究開発されているということでした。

ほかにも、レアメタルの一種であるセリウムの代替材料の開発が進んでいるとのことでした。このセリウムというのはガラス研磨剤として使用されるもので、希少価値が非常に高く、近年ではその価格が高騰し続けているということで、その代替となる材料がこのAMICでほぼ実用化の段階まで来ているということでした。

このAMICは2008年に野呂知事の肝いりで四日市に設立をされましたが、

当時AMICに対する期待を知事と何度か議論させていただいたことを思い出しますし、この3年間でこれら世界最先端の研究開発をNEDOや文部科学省の事業採択を受けて行っている実績を見させていただいて、非常にうれしく思いました。

野呂知事は北勢地域の産業政策について知識集約型の産業構造に転換するという方針を示され、その拠点施設が高度部材イノベーションセンターということであったと思います。

まず、お尋ねをしたいと思います。鈴木県政は北勢地域の産業政策について今後どのように進めていかれるおつもりなのか、お答えをいただきたいと思います。

そして、また、このAMICを視察させていただいたときに、中小企業の課題解決や技術開発を支援するために8台の評価機器を備えて開放しているということでした。それを見せていただきましたが、これらを見て、知事は就任以来、本会議の議論の中で中小企業振興条例の必要性を問われ、前向きな答弁をされているというふうに認識しておりますし、私たち新政みえでは中小規模事業者振興条例の制定を統一地方選挙のビジョンとして訴えかけてきております。

今年度当初予算では中小企業振興のあり方を検討する予算が計上されており、現場の経営者の話を聞き取りながら具体的な振興策を取りまとめているというふうに聞いております。

先日の水谷隆議員との質疑の中で、海外展開支援や国内販路拡大支援強化の必要性が調査結果として出てきているとの答弁でした。来年度以降の取組としては、出前商談会など商談につながる仕掛けを図ることや、本県の強みである試作グループ化をさらに進めることや、ローカル・ツー・ローカルの新たな連携強化などを進めていくといったことを答弁されておりました。

これらの答弁を聞かせていただいて、中小企業支援策を強化いただいているんだなという方向性は見えてきており、大いに期待をしたいところでありますが、今後、その柱となる条例の制定の必要性についてどのように考えて

いるのか、このこともあわせてお答えをいただきたいと思います。

〔山川 進農水商工部理事登壇〕

農水商工部理事（山川 進） 北勢地域の産業政策について、まず、AMICを活用するというお話がございました。

現在、日本経済は、新興国の台頭による経済のグローバル化の加速、エネルギー・環境問題、人口減少や少子・高齢化に加えて、かつてない産業の空洞化と雇用喪失の危機に直面しております。

しかしながら、幸いに本県には、製造品出荷額の約7割を占める北勢地域を中心として、自動車産業、電機・電子産業、化学産業の国際競争力のある産業群に加え、それを支える加工技術力のある中小企業群の集積がございます。

さらに、コラボレーションを誘引してイノベーションの創出につながりやすいと言われる時間距離にして1時間の範囲に多様な産業群が集積しており、北勢地域は、新たな産業を創出できる、日本でも有数の産業集積地であると強く認識しております。

三重県が今後何で稼いで何で雇用していくのかを検討するため、「みえ産業振興戦略」検討会議におきまして、成長産業、立地環境整備、海外展開、内需振興、中小企業対策、人づくりなどの分科会を設け、具体的な議論を行っていくこととしております。

特に北勢地域におきましては、AMICを生かしながら当地域のポテンシャルである高度部材産業の集積や中小企業の技術を生かし、川上産業と川下産業の連携、大企業と中小企業の連携、県外、海外との連携など、既存の枠組みを超えた連携を促進し、例えば、すそ野が広く国際競争力のある、環境・エネルギーに関連する新たな産業が創出される地域となる戦略についても「みえ産業振興戦略」検討会議において検討いたしまして、強靱で多様な産業構造への転換を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、中小企業振興策についてでございます。

中小企業は、本県における企業数の99.8%、常用雇用者数でも84.1%を占

めており、地域経済や雇用を支えていく重要な存在でございます。

近年、中小企業を取り巻く状況は、経済のグローバル化、東アジア諸国の急成長、国内産業の海外移転などの劇的な変換期を迎えております。このような厳しい状況の中だからこそ、これからの地域経済の中心となって雇用を確保する役割を果たすのは中小企業であると認識しております。

現在、みえ中小企業振興方針の検討を、現場の経営者、関係者の意見を聞かせていただくため、県内中小企業の経営者、商工団体、学識経験者の方にお集まりいただき、検討を行っております。

その中で、今までの施策の検証を行うとともに、課題、問題点、地域のポテンシャルや特徴などを議論いただき、地域に着目した中小企業の振興についての議論を深め、その中で出されました意見につきましては、現在検討を進めておりますみえ産業振興戦略の策定に反映し、中小企業の振興をみえ産業振興戦略にしっかりと位置づけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔「条例をどうするのか聞いておるのや」と呼ぶ者あり〕

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

29番（稲垣昭義） 後ろから条例をどうするのか聞いておるのやという大きな声が上がっておりますが、時間も1分しか残していただいておりますので聞いて答えが来る時間はないのかなと思いますが、AMICに関しては5日にまた私どもの四日市市の田中議員のほうから、必要性、重要性はもっとさらに深めて議論をいただけたらと思いますので、お願いしたいと思いますが、せっかく後ろから声がありましたので、先ほどの産業振興戦略はわかります、ぜひこれはしっかりつくっていただいて、その中に中小企業振興方針を位置づけていただくということですが、この时期的なことも含め、あるいはその後条例化も含めて検討いただいているのかどうか、残り1分でお答えをいただけますでしょうか。

知事（鈴木英敬） 今、理事から答弁いたしましたように、中小企業の施策、これは、基本的な政策というのは産業振興戦略に盛り込んで、それを時代に

合わせてローリングしてバージョンアップしていくということを基本的に考えています。

それをやる中で、それでも条例として別につくったほうがいいのかどうか、それも関係各所にいろいろ御意見をお聞きした上で検討したいと思います。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

29番（稲垣昭義） ありがとうございます。もう時間がなくなりましたのでこれ以上は聞かせていただきませんが、これからもしっかりとまた鈴木知事と議論をさせていただきたいと思います。

今日は本当にどうもありがとうございました。（拍手）

副議長（中村進一） 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

青木謙順議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。20番 村林 聡議員。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

20番（村林 聡） 自民みらいの村林です。青木謙順議員が条件不利地域について質問されましたので、それに関連させていただきます。

内容は、南部地域活性化プログラムについてです。

ここまで知事のなされた答弁を整理しますと、若者を焦点にだれもが住み続けられる地域にとか、若者の流出を防ぎ定住を促進するために、まずは働く場をつくるんだとおっしゃっていただいております。

南部地域活性化プログラムには過疎対策という言葉は入っていませんが、これまで私が訴えてきた過疎の本質に迫るような対策に県単で取り組むんだというふうに理解していますが、それでよろしいでしょうかということをお聞きしたいと思います。

そして、もう1点、市や町から課題の提案を受けてそれを支援していくということもおっしゃっておられます。あるいは、全庁すべての施策を活用できるように、部局の総合調整を行うという御答弁もありました。

私は、単独の部局だけではなくて全庁挙げて総合的に支援ができるかどうか、この南部地域活性化プログラムの成否のかぎになるのではないかと思います。

います。

県の職員が地域に入って行って、役場の職員や地域の人たちと一緒に汗をかいて知恵を絞ることが必要になってくると考えます。例えば、南部地域活性化局というものができたとしたら、その職員と担当の、例えば農林水産とか、ほかの部署の担当の職員が一緒になって現場に入って行くというイメージです。こういう体制をつくらぬとうまくいかないと思いますが、体制づくりについてどうお考えでしょうか。

以上2点、御答弁をお願いいたします。

知事（鈴木英敬） 南部地域活性化プログラムの件で2点御質問いただきました。

まず、1点目、議員の御質問のお言葉で言うと、過疎対策の本質に迫る取組を県単独事業で行うという理解でよいかというのが1点目、2点目が、取組を推進する体制、汗をかくようにできているかどうかということですが、まず、1点目、南部地域活性化プログラムはまさに、若者の流出を防いで定住してもらうことに焦点を当て、だれもが住み続けていける地域を目指して、市町と連携した取組を行おうとするものであります。

取組の内容については、県の事業としては、地域の課題やニーズに的確に対応した市町の様々な切り口からの柔軟な連携、そういうものによる取組を支援するとともに、一方で、国のメニューであります交付金、例えば農山漁村の活性化の交付金とか、そういうものも活用しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、必ずしもすべての取組を県単事業で行いますということではありません。

一方で、体制ですけれども、新たに局を設けて取り組んでいきますけれども、局独自の事業のみならず、県の取組を総合的、横断的に展開していくという観点から、南部地域の活性化につながる、各部署が行う事業が効果的に実施できるよう調整していきたいと、そういう機能を持っていく部署としていきたいというふうに考えております。

また、先ほど現場に行って汗をかいてということを御指摘いただきました。

これは、現場重視、あるいは自ら汗をかいてという、そういう職員像は、先般、全員協議会でも御説明させていただいた行財政改革取組の中でも触れておりますので、これは南部地域活性化局のみならず県庁すべてにおいて重要なことだと考えておりますので、そういう姿勢はしっかりと南部地域活性化局においてももちろん大切にしていきたいと考えておりますけれども、具体的な方法については今後、市町の皆さんとも意見交換させていただきながら柔軟に対応して考えていきたいと思っております。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

20番（村林 聡） 答弁ありがとうございます。

本質に迫るんだということでありました。いろいろ主張してきたことを盛り込んでいただきまして、改めてお礼申し上げます。ありがとうございます。

続いて体制ですが、効果があるように総合調整をしていくと、そういう現場に入るという視点は大切にしたいということでありました。ですので、要望させていただきたいと思います。

企画とか進行管理しておるところと実際の事業を持っておる部署というのがどうしても離れておると思うんです。それがぜひ連携して入っていけるように、予算をつけるだけ、補助金をつけるだけ、そして、それを進行管理するだけということでは恐らくうまくいかないのではないかなという気がいたします。地域連携部というお名前になるようですねけれども、ぜひそうやってきちんと連携をとれるようによろしくお願ひしたいと。

また、3月3日の総括質疑で政策部長ともいろいろ議論させていただきましてけれども、総合行政という観点からも、いろいろな、一つだけではなくていろんな効果が一つの事業ごとにあると思いますので、そういう観点からも一緒に現場に入って、それも一つの部署だけではなくぜひとも横断的に入って効果が上がるようによろしく要望申し上げて、簡潔に質問としてさせていただきますと思います。

ありがとうございました。（拍手）

副議長（中村進一） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

副議長（中村進一） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後 3 時 8 分休憩

午後 3 時 9 分開議

開 議

議長（山本教和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追 加 議 案 の 上 程

議長（山本教和） 日程第 2、議案第 77号から議案第 79号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

議長（山本教和） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） それでは、ただいま上程されました補正予算 2 件、条例案 1 件、合わせて 3 件の議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案第 77号及び第 78号の補正予算は、去る 11月 21日、国の平成 23年度第 3 次補正予算の成立を受け、公共事業の追加や各種基金の積み立て等のほか、森林づくりに関する税の検討等に要する経費について、それぞれ補正を行うものです。

各会計の補正額は、一般会計で 108億 7286万 6000円、特別会計で 5 億 999万 9000円をそれぞれ増額するものです。

まず、一般会計について、その概要を説明いたします。

歳入の主なものとして、国庫支出金について、緊急雇用創出事業臨時特例交付金で 25億 1000万円、森林整備加速化・林業再生事業費補助金で 25億円、

公共事業関係で11億8612万1000円など、合わせて66億4307万5000円、県債について、公共事業関係で42億1700万円、それぞれ増額しています。

歳出の主なものとして、公共事業について54億1502万円、国の交付金等を財源に、基金積立金として50億6310万8000円、東日本大震災に係る津波により被害を受けた養殖施設の復旧支援の追加として3億9332万1000円、災害に強い森林づくり、森林環境教育の振興、森林づくりへの県民の参画等を推進する必要があることから、森林づくりに関する税検討委員会の設置やフォーラムを開催する経費として89万2000円を増額しています。

次に、特別会計について説明いたします。

流域下水道事業特別会計について、公共事業の追加により5億999万9000円を増額しています。

次に、条例案について説明いたします。

議案第79号は、森林づくりに関する税検討委員会を設置するものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（山本教和） 以上で提出者の説明を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

議長（山本教和） お諮りいたします。明2日から4日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認め、明2日から4日までは休会とすることに決定いたしました。

12月5日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

議長（山本教和） 本日はこれをもって散会します。

午後 3 時12分散会